



環境教育等促進法の施行状況

第1回環境教育等推進専門家会議

2023年6月29日

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室



1. 環境教育等促進法・基本方針
2. 環境教育等を取り巻く現状
3. 環境教育等における課題
4. 環境教育等を取り巻く状況の変化
5. 参考資料
 - 5-1. 国、地方公共団体、企業の取組状況
 - 5-2. 環境教育等促進法等に基づく各種制度
 - 5-3. 環境教育等関連施策

1. 環境教育等促進法・基本方針

環境教育等促進法・基本方針改定の必要性

○ 環境教育等促進法

第7条

- 1 政府は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の動向等を勘案して、定めるものとする。
 - 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
 - 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項
- 3 基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。
- 4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5～8 （略）

第24条の2

- 2 環境教育等推進会議に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家会議を置く。
- 3 環境教育等推進専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

○ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成30年6月26日）

3. その他の重要事項

（2）法の施行状況についての検討、見直しの準備

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する各種施策について、毎年の進展状況とそれによる効果等について必要な調査を行います。（中略）さらには、施策の改善に向けて、国民各界各層の意見を聴きながら検討を行います。その検討結果を基に、本基本方針改定後5年を目途に、本基本方針の改定等必要な措置を講じます。

環境教育等促進法基本方針の改定（平成30年6月）

「環境教育等促進法」の附則第2条において、政府は法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。平成30年1月から、法に基づく有識者会議(環境教育等推進専門家会議)を立ち上げ、4回にわたり施行状況について検討を行い、**平成30年6月に同法の基本方針を変更**。

環境教育等を取り巻く現状

- ・ **環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造**を目指す必要性（持続可能な開発目標（SDGs）等）
- ・ 小・中学校の新学習指導要領における「**持続可能な社会の創り手**」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」（持続可能な開発のための教育(ESD)の実践にも関連）
- ・ SDGsにおいて、「**持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進（ゴール16）**」、「**グローバルパートナーシップ（ゴール17）**」が掲げられるなどパートナーシップ（協働取組）の必要性

変更の主なポイント

● 体験活動の捉え直し

- ・ 体験の内容
⇒ **自然体験**、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる**社会体験**、日常生活と異なる文化や慣習等に触れる**生活体験**、ロールモデルとなるような人との**交流体験**など幅広いものとして促進
- ・ 学びのプロセス
⇒ 感性を働かせるという「インプット」、その中から**見いだした意味や価値を他者に表現する**という「アウトプット」
- ・ 体験の効果
⇒ これまでになかった**気づきや感動、自尊感情や創造性の向上** 等

● 「体験の機会の場」の活用

地域や民間企業が取り組む「**体験の機会の場**」を「**地域や国を越えた交流の拠点**」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、**持続可能な社会づくりにつなげていく**。



2. 環境教育等を取り巻く現状

国では自然共生・生物多様性分野を中心に様々な分野の環境教育事業を実施（環境教育等促進法基本方針に係る施策の実施状況）

※環境教育等促進法の主務省である環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省を対象にした同法基本方針に係る施策の実施状況（令和3年度分）をもとに作成。

その他

全ての分野に共通

- (環)地域の子育て世代との対話事業（子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査））
- (環)水俣病発生地域次世代育成支援事業
- (環)化学物質アドバイザー派遣制度
- (環)水俣病国際貢献推進事業
- (環)水俣病問題の環境学習等推進事業
- (環)MOYAIイニシアティブに基づく次世代育成支援事業
- (環)容器包装リサイクル推進事業
- (環)グッドライフアワード

- (環)全国ユース環境活動発表大会
- (環)環境教育の実践・普及（「GLOBE」への参加等）
- (環)SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業
- (環)国連大学拠出金（国連大学ESDプログラム推進事業費）
- (文)ユネスコ未来共創プラットフォーム事業
- (環)日中韓環境協力推進事業
- (環)地域循環共生圏創造を担うローカルSDGsリーダー研修
- (環)「体験の機会のある場」認定制度
- (環)環境教育等促進法に基づく情報発信事業
- (環)環境教育体験活動優良事例の収集・公表
- (環)子ども環境白書の発行
- (文)子どもゆめ基金
- (環)(文)ESD活動支援センター
- (環)地球環境パートナーシップ推進事業
- (環)地方環境パートナーシップ推進事業
- (環)人材認定等事業登録制度
- (環)環境教育等支援団体指定制度
- (環)地球環境基金による民間活動助成事業
- (文)SDGs実現のための教育プログラム戦略的支援信託基金

- (環)(文)(農)子ども農山漁村交流プロジェクト
- (文)健全育成のための体験活動推進事業
- (農)民間セクターによる非住宅建築物木材利用促進事業のうちウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成
- (農)森林・林業新規就業支援対策のうち未来の林業を支える林業後継者養成事業

- (農)森林ふれあい推進センターでの取組
- (国)海辺の環境教育の推進
- (国)水生生物を指標とした簡易水質調査
- (国)身近な水環境の全国一斉調査
- (環)国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

脱炭素分野

- (経)新エネルギー等の導入促進のための広報等事業委託費
- (文)環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進
- (環)グッドライフアワード
- (環)国連生物多様性の10年日本委員会推薦「子ども向け図書」「生物多様性の本箱」～みんなが行きものにつながる100冊
- (文)体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト
- (農)森林・林業体験交流促進対策（森林環境教育プログラム）
- (環)自然公園等事業等
- (文)屋外教育環境施設の整備
- (文)国立青少年教育施設における自然体験活動等の機会と場の提供
- (文)ユネスコパークやユネスコ世界ジオパークとESDとの連携促進
- (農)「遊々の森」の設定・活用
- (農)森林・林業体験交流促進対策（子どもたちの森林内での多様な体験活動の受入れが可能な施設）
- (国)都市公園等における環境教育・環境学習の推進
- (国)水辺の楽校プロジェクト
- (国)市民緑地制度
- (国)緑地保全等事業
- (国)「子どもの水辺」再発見プロジェクト
- (環)環境マネジメントシステムを活用した生物多様性保全活動の促進
- (環)グッドライフアワード
- (国)河川基金
- (国)社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）

循環型社会分野

自然共生・生物多様性分野

【環】環境省
【文】文部科学省
【農】農林水産省
【経】経済産業省
【国】国土交通省

【青】学習・研修等の実施
【赤】教材・学習プログラム等の提供
【黄】学習の場の整備・確保
【緑】ネットワーク整備
【紫】民間が行う取組の振興

地方公共団体の取組事例

○ 多様な学びの機会を提供するとともに、国際交流を通じて若者の環境意識の向上を図る。（長野県）

【信州環境カレッジ】

信州環境カレッジ
SHINSHU ENVIRONMENTAL COLLEGE



- ・県内の環境教育に関する講座情報を一元化してWEBサイトで発信
（講座例：住宅の省エネ講座、森林観察、信州ゼロカーボンWEB講座など）
- ・講座開催経費の補助や交流会の開催を通じて、講座提供者の活動を支援

【国際学生ゼロカーボン会議（令和3年度）】



- ・長野県とフィンランド北カルヤラ県の教育機関が連携して開催。
- ・気候変動、サーキュラーエコノミー等のテーマについて、専門家の基調講演のほか、長野県の学生と海外6か国の学生によるプレゼンテーションやディスカッションを実施。

○ 自発的な行動変容につなげるための環境学習デジタル教材の開発等（山口県）

【クエストノート】

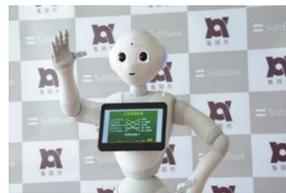
- ・知識の定着のみではなく、自発的な行動変容につなげるために、Withコロナ時代における新たな環境学習の形を提供。
- ・リサイクル、食品ロス、省エネ等をテーマにゲームの楽しさを通じ、ナッジの手法を活用。
- ・R4年度までに5つの小学校で実証。約9割の生徒がクエストノートをきっかけにエコ活動を実施。



○ 企業と連携して環境教育を実施し、次世代を育成（京都府亀岡市）

- ・次世代育成を目的として、ソフトバンク(株)、ユニクロ亀岡店、タイガー魔法瓶(株)、BRITA Japan(株)と連携し、環境教育を実施。
- ・ソフトバンクでは海洋ごみ問題を題材としてオリジナルのスクールテンプレートを作成したほか、BRITA Japanでは、高校生によるマイボトル啓発ムービーや給水スポット啓発ポスターの作成等の新たな取組への提案が生まれた。

【企業と連携した環境教育の実施】



©SoftBank Robotics



企業が取り組む一般市民を対象にした環境教育の事例



積水ハウス株式会社



多くの住宅を供給する企業としての社会的責任を踏まえ、環境教育に積極的に取り組む

●エコ・ファースト パーク：住まいと環境について考えたいすべての人が参加できる新しい「学校」

「風の家」、「あしたの家」、「木の家」、「生きものの庭」、「資源の泉」の5つのコンセプトのもと、先人の知恵と先進の環境配慮設計や技術が盛り込まれた施設で、さまざまな暮らしの在り方を、「体験」、「学び」、「研究」できる施設として、市民に提供。（茨城県古河市）

・生きものの庭 「5本の樹」計画 ・資源の泉 資源循環センター



リサイクラー長官によるトレジャー・ハントツアー
(テーマ：資源そのものやごみの分別の大切さ)



●Dr.フォレストからの手紙

Dr.フォレストと称する社員が校庭などの身近な自然を使って、2時限の授業を使い、ミッションをクリアしていきながら、緑と生き物のかかわりを理解し、その自然を守るために自分たちに何ができるのかを考え、次の行動につなげていく。



ティーチアーズガイド▶



株式会社ファーストリテイリング



身近な「衣服」を通じて、環境問題・社会問題を自分事化して行動変容を促す学びを全国で展開

●“届けよう、服のチカラ”プロジェクト：服が持つチカラや世界的な社会問題について考える出張授業

- 1 授業(6~8月) 「服のチカラ」について学びます。
- 2 呼びかけ(授業後) 校内・地域へ協力を呼びかけます。
- 3 回収・発送(~11月) 服を回収し、倉庫へ発送します。
- 4 報告(1月) 服の寄贈レポートが届きます。



SDGsの概要やリサイクルの意義、服にはどのようなチカラがあるのか、回収した服の活用法、写真や映像をパワーポイントを使って授業



いつ、どこで、だれに、どうやって呼びかけるか。子どもたちがアイデアを出し、協力を呼びかけ



子ども服を回収し、段ボールにつめて指定の倉庫に発送。服は倉庫で選別や梱包をされ、難民キャンプなどへ。



難民キャンプに寄贈した様子をまとめたフォトレポートを各学校に届けます。

●スポGOMI×ユニクロ×ジーユー



・子供たら大人まで参加できるごみ拾いを通したスポーツ競技。たのしみながら身近な街をきれいにし、世界の「海洋ごみ」の削減に向けて意識啓発を図る。おそろいのユニフォームを着て、制限時間内でごみを拾い、その量と質でポイントを競う、新感覚のごみ拾い。日本全国で開催。



公益財団法人SOMPO環境財団



ステークホルダーと連携し、環境問題を「認識」し、「行動」できる次世代人材を育成

●CSOラーニング制度

- ・大学生・大学院生を対象に環境問題に取り組むCSO（市民社会組織、NPO・NGOを含む）で8か月間のインターンシップを支援する制度。
- ・オフィスや野外での活動のほか、地区ごとに月1回の定例会を開催し、同期と情報交換。参加するインターン生には、1時間あたり800円を奨学金として支給。
- ・2000年から毎年実施しており、修了生は1,250名を超えている。



人とのつながりを生かし、新たなものを創造する。
『まるま』(大正島・兵庫県) 店主 小松 洋一さん
2009年度 公益財団法人 日本青年会議所協会



企業の強みを生かし、社会を変える。
株式会社アストリア 経営企画課 広報 CSR 藤井 健策さん
2009年度 公益財団法人 R.F.R.S.



●市民のための環境公開講座

- ・(公社)日本環境教育フォーラムと、(公社)SOMPO環境財団、SOMPOホールディングス(株)が共同で開催。市民の環境意識の普及啓発および課題解決に向けた行動変容促進を目指し1993年より開始。
- ・無料のオンライン講座として、時間・場所を問わず学べる機会を提供。



安定した地球環境(グローバル・コモンズ)を未来に引き継ぐために



石井 翠穂子氏
2022年度 環境・SDG・ネットワーキング・フォーラム



対話 アドベンチャーレスの世界から見る自然群



田中 正人氏
2022年度 環境・SDG・ネットワーキング・フォーラム

身近な環境問題に着目し、地域を巻き込みながら具体的な行動にチャレンジする取組も多数。

■ 砂浜に大量に流れ着いたプラスチック肥料に着目し、地元企業と協力して新たな肥料を開発、商品化。

(2023年全国ユース環境活動発表大会・環境大臣賞／宮城県農業高等学校)



【概要】

地元の砂浜に稲作で使われるプラスチック肥料の残骸が大量にあり、海洋汚染を引き起こしていることに着目し、プラスチック肥料を使わない栽培法の構築に成功。商品化して通常よりも安くお米を作ることができた。日本のプラスチック肥料をゼロにする活動に繋がった。

【全国ユース環境活動発表大会】

- ・未来を創るユース世代（高校生等）を対象に、環境活動を発表する場を設けるとともに、表彰を行うことで、自ら考えて実践する活動を奨励。
- ・地方大会を経て、全国大会で活動を発表。特に優秀な高校等に対して環境大臣賞を授与。

【写真】独立行政法人環境再生機構主催「第8回全国ユース環境活動発表大会」全国大会（総集編動画）から

■ 赤土が沖縄の海に流出している現状を知り、現地の高校生と協力して耐久性の高い土壌開発に成功。

(2022年イオンエコワングランプリ・環境大臣賞／青森県立名久井農業高等学校)



【概要】

赤土が流出し、美ら海の保全と農地が危機に晒されている現状を知り、原因が沖縄の独特の土壌にあることをつきとめ、沖縄の地元高校と連携し、より耐久性の高い三和土の開発に成功。

【イオンエコワングランプリ】

次代を担う高校生が日ごろから取り組んでいる学校単位での「エコ活動」を募集し、優れた活動を表彰。寄せられたさまざまな活動を広く紹介することで、全国の高校生の環境への意識がより高まり、さらに多くの学校でエコ活動が広がることを目指している。

【写真】公益財団法人イオンワンバースークラブ主催「第11回イオンエコワングランプリ」最終審査会・表彰式動画から

■ 池の悪臭の原因がアメリカザリガニの大量繁殖であることに気づき、自治体、地域や他校を巻き込みザリガニを駆除。

(2022年度Green Blue Education Forumコンクール・環境大臣賞（U15部門）／岩手大学教育学部附属中学校 澤崎わかな)



【概要】

地元にある池の悪臭の原因がアメリカザリガニの大量繁殖であることに気づき、自治体からの協力を取り付け、多数の住民や他校にも呼びかけてザリガニつり大会を実施。地域を巻き込みながら多くの人たちにアメリカザリガニの駆除の必要性や環境保全への理解を促すことにつながった。

【Green Blue Education Forumコンクール】

「体験」を通じて五感で学び「守り残したい環境、創りたい未来」について考え、発表するためのプレゼン動画コンクール。

【写真】Green Blue Education Forum実行委員会主催「第3回Green Blue Education Forumコンクール」環境大臣賞（U15）受賞動画から

地方ESD活動支援センターの活動①

東北センター ESDの広がりが期待できる地域へアプローチ

- 課題解決のニーズが高い岩手県でフォーラムを開催し、関係者間の繋がりを創出、連携取組が継続。同じく、青森県・山形県でも新たな活動の発掘や連携ができつつある。
- 青森県では企業、行政、学校、団体、教育委員会による実行委員会を立ち上げてフォーラムを開催。企画調整を通じて多様なセクターによるESDネットワークを構築。



東北ESDフォーラム

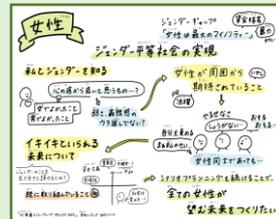


大曲南中学校のワールド・気候スタディESD/SDGs

- 拠点例：仙台/会津/いわきユネスコ協会、日本キリバス協会、只見教育委員会、気仙沼ESD/RCE推進委員会
- 主な協力団体：ESD/ユネスコスクール・東北コンソーシアム、温暖化防止活動推進センター、自治体、大学等
- 今後の展望：拠点と地域の連携を支援。多様なセクターが参画してESDの知見を蓄積・共有する重層的なネットワークづくりを推進。

北海道センター SDGsの公的情報源としてネットワークを構築

- 国連における市民参加のプロセスに倣ったユース・女性・企業等の10分野の対話の場を設定した「北海道メジャーグループ・プロジェクト」を開催。道内キーパーソンネットワークを構築。
- 学校教育機関等向け「ESDアドバイザー」派遣制度を創設。企業等を対象とした派遣制度の導入も検討中。



北海道メジャーグループ・プロジェクトのグラフィックレコーディング

- 拠点例：宿泊研修施設全8カ所/ジオパーク2カ所ネットワーク化
→ネットワークの形成支援、全道アウトドアフォーラム企画運営支援等に発展
- 主な協力団体：RCE北海道道央協議会、NPO法人さっぽろ自由学校「遊」等
- 今後の展望：複数の拠点で、ローカルSDGs実装に向けた事業連携へつなげていく。道内外の専門家からのアプローチによる「気候変動教育プロジェクト」を立ち上げ、全国区のプロジェクト化を目指す。

中部センター 広範囲なネットワーク形成と学術的研究開発

- 学術系、ESDコンソーシアム、企業系、市民活動NPOと戦略的にネットワークを形成。
- 自然資産を活用したひとづくり・地域づくりのSDGs視点も導入
- 学術機関や有識者との連携により、SDGsチェックリストを活用したワークショップパッケージを開発、学会誌に掲載かつ現場でも展開中。



学びあいプロジェクト（ワークショップ）

- 拠点例：信州/北陸ESDコンソーシアム、RCE中部(中部大学)、PECとやま(社団法人)
- 主な協力団体：ユネスコエコパーク、ジオパーク、関係自治体等
- 今後の展望：水平展開できるESDツールや手法を学術的観点から研究開発・検証し、社会実装を目指す。

関東センター 各地域での交流会やユース世代の参画を推進

- 地域ESD拠点と連携し、これまでに群馬、山梨、新潟、栃木、埼玉、静岡、千葉で「ESD地域意見交換会」を実施。
- 多岐に渡るESD主体の交流機会設定で地域ネットワークを強化。



地域意見交換会

- 拠点例1：チャウス自然体験学校・筑波大学付属坂戸高校
→連携による学び合いプロジェクト「自然体験を通じた高校生によるSDGsプログラム開発と実践」
- 拠点例2：主催勉強会をきっかけに高校教諭が、(一社)ESD TOKYOを立ち上げ拠点登録
→ユースの取組を推進し「SDGs文化祭」を毎年協働開催
→若い世代が主体的に参画する「多世代による学び」を重視
- 主な協力団体：伊豆半島ジオパーク、国立環境研究所気候変動適応センター、自治体、学校等
- 今後の展望：広範なパートナーシップと、SDGsの重要なステークホルダーである、ユースの参画を推進。



自然体験を通じた高校生によるSDGsプログラム開発と実践

地方ESD活動支援センターの活動②

中国センター 全県に拠点創出、中国地方内外にESDを波及

- 5県全てに計11拠点を置き、活動を拡大・深化。
- 全国的なESD推進団体（JICA、国立青少年教育振興機構）や大学、未来都市、マスコミとの連携、共同事業を実現。
- 学校・社会教育だけでなく「ユース」と「企業」とのネットワークを拡充して、SDGsを推進するためのビジネスコミュニティの形成や学生と社会人の意見交流により共創プロジェクトを創出。



ESD/SDGsフォーラム
～ひろしま SDGs Meeting～

- 拠点例：津山圏域クリーンセンター→事例の水平展開
県立しまね海洋館アクアス→ローカルSDGsの理解促進に資するESDプログラムの開発
- 主な協力団体：大学SDGsコンソーシアム、NPO支援センター、環境学習センター、温暖化防止活動推進センター、自治体、大学、新聞社等
- 今後の展望：普及・啓発段階から、課題解決へのシフトを目指す。運営委員等の地域拠点等を担うキーパーソンとの連携協力。

近畿センター 地域ESD拠点と連携した学校の授業づくり支援

- 学校教員が地域ESD拠点のプログラムや専門性を活かしてESD学習指導案作成・授業実践を行うための支援を継続して実施。
- 創出した学習指導案は地域ESDフォーラム等を通じて広く発信し、教員・拠点・自治体・専門家等、多様な主体が互いに相談・連携できるようなネットワークを構築している。



- 拠点例：近畿ESDコンソーシアム、京都市環境保全活動推進センター、温暖化防止活動推進センター、箕面森林ふれあい推進センター等
- 主な協力団体：奈良教育大学ESD・SDGsセンター、自治体、学校等
- 今後の展望：先導的な学校教員に対する支援強化と、創出された学習指導案の水平展開



九州センター 島嶼/自然系拠点での独自性ある学び合いを支援

- 九州・沖縄の多様な島嶼地域が有する、資源循環・生態系保全など持続可能性に関する知見と実践について学び合いの場の形成を支援。
- 島嶼地域ビジターセンターを始めとする自然系拠点は地理的に交流機会が限られることから、テーマごとにネットワーク形成を支援。
- 約20の島嶼地域への支援を通じて得られた多様なESD活動事例や知見・ノウハウ等を元に「九州・沖縄ESD推進ビジョン」を策定。



島しょESD交流会
(軽石について話題提供)

- 拠点例：沖縄県公衆衛生協会、屋久島環境文化研修センター、沖縄県婦人会連合会
北九州ESD協議→北九州ESDアワード協力
福岡教育大学→有識者の知見共有及びユース活動における連携
- 主な協力団体：各教育委員会・教育機関（小中高大）等
- 今後の展望：「九州・沖縄ESD推進ビジョン」に基づき、地域ぐるみのESD形成による地方創生・地域活性化モデル事例を創出し持続可能な地域づくりを支援。

四国センター オンライン活用で、グローバルな関係づくり

- 2021年度からESDバーチャル大学（オンライン大学）を始動。「いつでも・どこでも・誰でも」学べる場を提供。
- 88カ所のESD拠点登録を目標に、ESD/SDGsツアー88カ所巡りを目指す。
- 企業を含む地域の多様な主体と共に、LS四国（ローカルSDGs四国）という大きな枠組みの中で地域循環共生圏の可視化、具現化を目指している。



ESDバーチャル大学

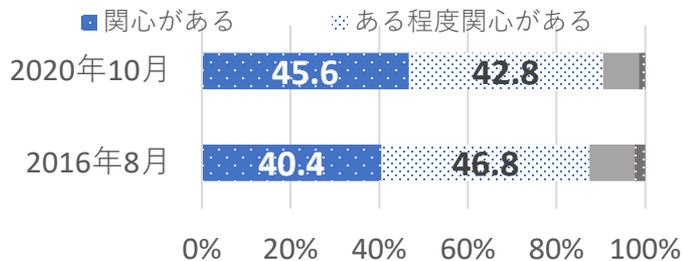
- 拠点例：新居浜市教育委員会（四国4県の教育委員が運営委員）
- 主な協力団体：ESD推進事業協議会、宇和島NPOセンター、松山市、大学、日本ESD学会等
- 今後の展望：ESDを目に見える形にして世に送り出し、個々の意識の変化、行動変容から社会変容へ促す。バーチャル大学の拠点交流会等における各拠点の取組の共有により、点から面へと取組をつなげていく。

様々な教育と啓発の取組が行われ、環境問題への認知度は高い水準にある。

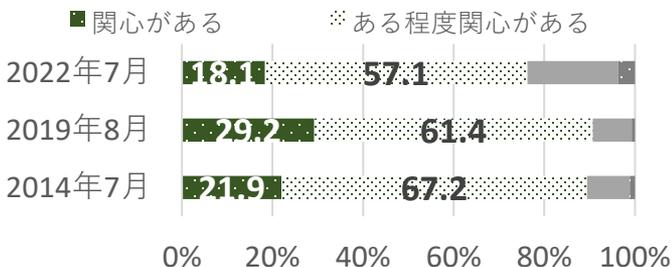
- 内閣府の世論調査によると、「地球環境問題（地球温暖化、オゾン層破壊、森林減少）に対する関心」と「自然に関する関心度」において、約9割が「関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した。また、2020年にかけて「関心がある」と答えた割合が増加した。ただし、2022年は、「自然に関する関心度」について「関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した割合が約75%に低下した。
- Union for Ethical Bio Tradeが世界10カ国を対象に実施した調査では、「生物多様性という言葉聞いたことがある」と答えた割合は、日本では2010年63%、2019年71%であり、2020年の欧州主要国（英国、ドイツ、フランス）及び米国と同程度であった。

● 内閣府の世論調査における環境問題への関心度

地球環境問題に対する関心



自然に対する関心度



● 国別比較：「生物多様性という言葉聞いたことがある」と回答した割合の推移



出所：UEBT「UEBT Biodiversity Barometer」

【出典】内閣府「気候変動に関する世論調査」（令和2年11月）、
内閣府「生物多様性に関する世論調査」（令和4年7月）

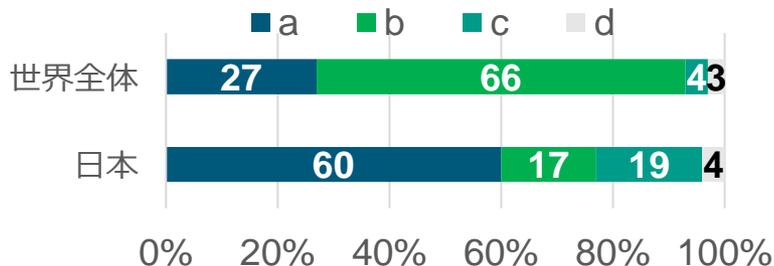
環境問題への認知度は上がった一方、日本の環境意識は諸外国と比べると高いとは言えない。

- 2015年に実施された、世界市民会議の調査によると、**世界全体では市民の66%が気候変動対策は「生活の質を高めるもの」と回答した一方、日本では市民の60%が「生活の質が脅かされるもの」と回答した。**
- 2021年に公表された、PEW Research Centerによる欧州・北米・アジアの先進17か国を対象に実施した環境意識調査によれば、「**気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している**」と回答した割合は、17か国中15か国において、2015年に比べて2021年で上昇した。**日本と米国のみが2015年比減少となり、特に日本は8ポイントの大幅な減少（34%→26%）**となった。

● 世界市民会議「気候変動とエネルギー」における投票結果（抜粋）

【設問1-2】あなたにとって、気候変動対策は、どのようなものですか？

- a 多くの場合、生活の質を脅かすものである
- b 多くの場合、生活の質を高めるものである
- c 生活の質に影響を与えないものである
- d わからない／答えたくない



【出典】科学技術振興機構『World Wide Views on Climate and Energy 世界市民会議「気候変動とエネルギー」開催報告書』（平成27年7月）

● 国別比較：「気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している」と回答した割合の推移

	2015年	2021年	
	%	%	
ドイツ	18	37	(+19)
英国	19	37	(+18)
オーストラリア	18	34	(+16)
韓国	32	45	(+13)
スペイン	36	46	(+10)
カナダ	27	34	(+7)
フランス	35	41	(+6)
イタリア	37	42	(+5)
米国	30	27	(-3)
日本	34	26	(-8)
(中央値)	31	37	

【出典】PEW Research Center「IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE, CITIZENS IN ADVANCED ECONOMIES ARE WILLING TO ALTER HOW THEY LIVE AND WORK」(2021年9月14日)

3. 環境教育等における課題

学校では環境教育は教科横断的に実施することとなっているが、現場の負担等もあり、浸透は不十分

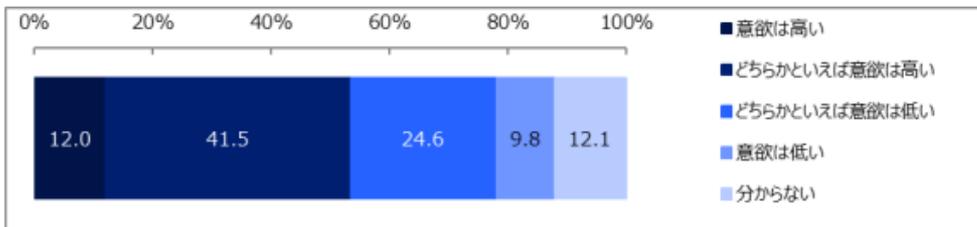


- 学習指導要領では、環境教育は、現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容として位置付けられ、「総合的な学習（探究）の時間」を軸に、理科や社会などと関連づけながら行っている学校もある。
- 一方、教育現場では、熱心に取り組んでいる教職員も少なくないが、授業時間の確保が難しい、カリキュラムづくりが難しいなどを理由として、十分取り組めていない教員も少なくない。

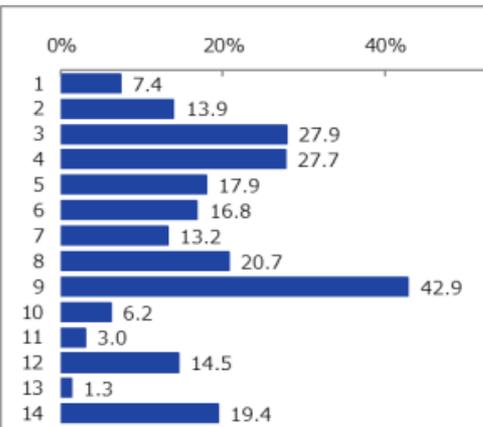
Q2 ESDや環境教育の実施に対して、あなたご自身の意欲はどの程度ですか。

「意欲は高い」、「どちらかといえば意欲は高い」が半数程度。

※ESD・・・持続可能な開発のための教育



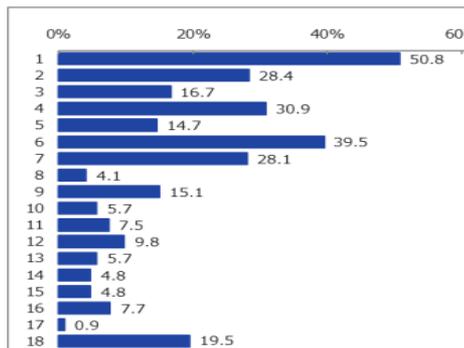
Q13 あなたが授業や学校活動で環境教育を行う際の課題は何ですか。（複数回答）



- 取り上げるべき環境課題が分からない
- 教え方や取組方法が分からない
- 適切な教材やプログラム等の準備ができない
- カリキュラムデザインが難しい
- 外部講師探し（人材が少ない）
- 学習の場探し（地域に学習に適した場所・見学できる施設等が少ない）
- 専門的な内容を相談できるところがない
- 予算が少ない
- 授業時間の確保が難しい
- 安全面の確保が難しい
- 管理職の理解・協力が得られない
- 実施してみなければ分からないことが多い
- その他
- 特になし

Q4 あなたが環境教育を行うに当たり活用しているものは何ですか。（複数回答）

「教科書」が最も多く、次いで「インターネット上の映像資料」。「地域の自然環境」は15.1%に、「ごみ焼却施設、廃棄物処分場、リサイクル施設」は9.8%にとどまる。



- 教科書
- 副読本
- 環境関連の書籍等
- 新聞記事
- DVD等の映像資料
- インターネット上の映像資料
- インターネットでの検索結果
- 学校内のビオトープ
- 地域の自然環境
- 地域の公民館や図書館
- 博物館や科学館等の社会教育施設
- ごみ焼却施設、廃棄物処理場、リサイクル施設
- 再生可能エネルギー発電施設（風力、太陽光、バイオマス等）
- 企業や工場
- 大学・研究機関の専門家による出張授業
- 地域の方への聞き取り、ゲストティーチャー
- その他
- 特になし

Q5 環境教育に取り組む際に地域・NPO・企業等との協力・連携はありますか。

半数程度は具体的な連携はない。

- 継続的な協力・連携
- 単発的な協力・連携
- 情報提供のみ
- 具体的な協力・連携はないが理解してくれている
- 協力の連携はない
- 分からない

【参考】教員の長時間勤務は依然として続いているが、ICTの活用により負担軽減を図っている。

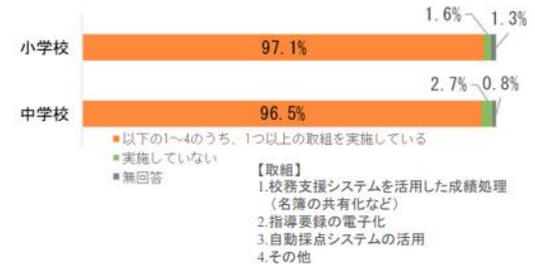
- 「教員勤務実態調査（令和4年度）集計（速報値）」によれば、教員の勤務時間は、前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校時等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。
- また、日本の教員の負担は、国際的にも高い水準にある。
- こうした状況を改善すべく、ほぼ全ての小中学校で、学習評価や成績処理について、ICTを活用した負担軽減に関する取組が実施されている。

教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

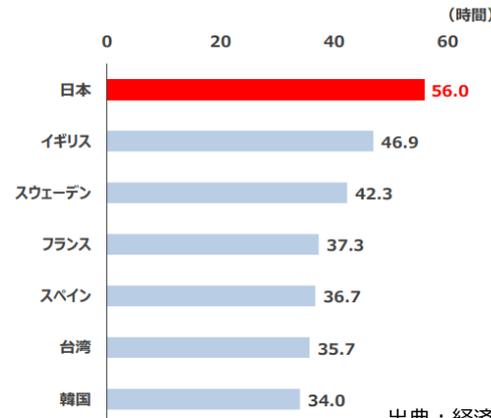
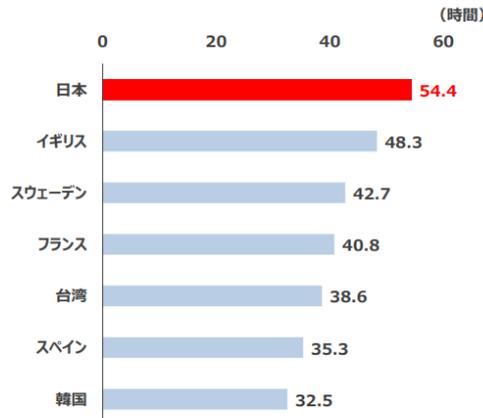
④ ICTを活用した負担軽減



出典：文部科学省「教員勤務実態調査（令和4年度）【速報値】（概要版）」

小学校教員の週間平均勤務時間

中学校教員の週間平均勤務時間

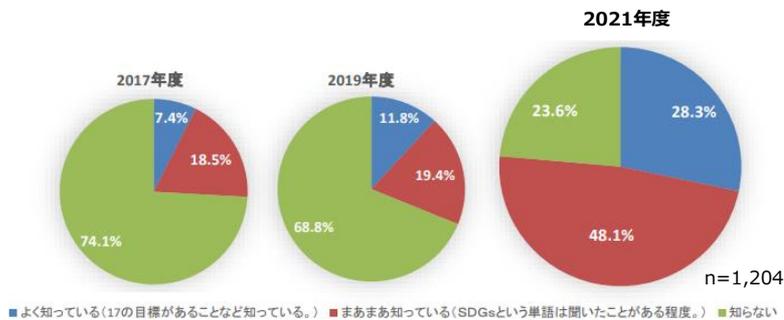


出典：経済産業省「未来人材ビジョン（令和4年5月）」

行動変容の割合は増加傾向にあるものの半数以下で、身の回りの生活に関わる行動にとどまっている。また、社会変容への個人の主体性は低い。

- SDGsの認知度は高まっており、SDGsや社会課題を意識した行動変容を起こしている割合は、近年増加傾向にあるものの、いまだ6割は行動に結びついていない。
- 環境に意識した行動としては、マイバック・マイボトルなどの持参、ごみの分別廃棄、節電・節水といった身の回りの生活に関わる行動が多い。
- また、SDGs達成や、社会的課題の解決主体は、個人よりも、政府・行政、企業と考える割合が高くなっている。

●「SDGs」という言葉を知っていますか？



●環境問題に対して、日常的に何か取組をされていますか？

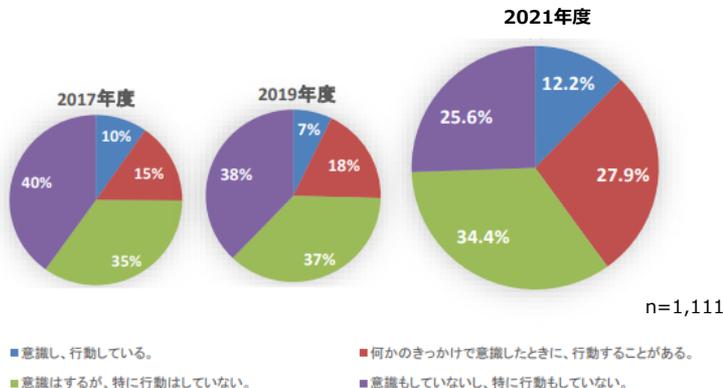
■ 日常的な取り組み (%)

	全年代	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～
1位 マイバック・マイボトルなどの持参	67.8	54.4	66.9	68.4	70.5	71.2	60.3
2位 ごみの分別廃棄	64.5	46.6	57.1	61.4	68.1	73.6	63.2
3位 節電・節水	46.8	34.3	42.5	43.8	50.4	53.6	41.9
4位 公共交通機関の利用	19.4	16.5	16.5	16.5	22.3	22.9	15.2
5位 環境に配慮した商品の購入・利用	18.3	11.3	16.3	17.6	18.9	22.6	16.8
6位 再生可能エネルギーの利用	10.8	6.9	11.2	13.0	11.2	10.0	8.2
7位 特に取り組んでいない	8.1	12.1	8.6	8.8	7.0	6.1	11.1
8位 環境保全ボランティア等への参加	4.6	7.2	4.7	5.1	3.9	3.7	6.0
9位 その他	1.9	2.3	0.9	1.6	1.9	2.3	2.9

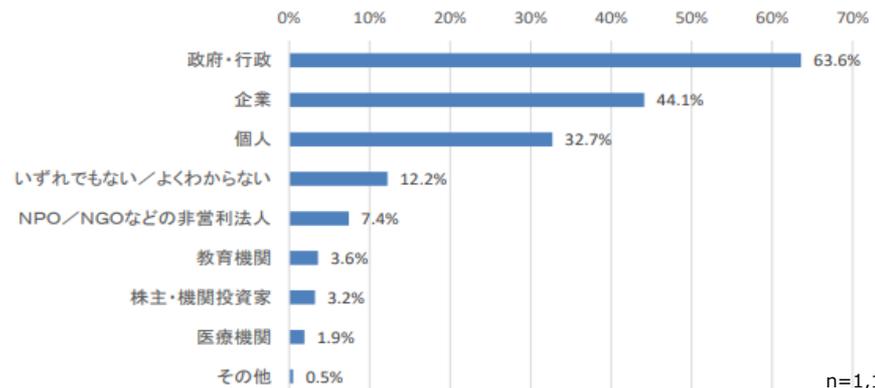
※複数回答可 n=10,138

【出典】日本生命相互会社「ニッセイ インターネットアンケート～環境問題について～」（2021年10月）

●日常生活において、「SDGs」や「社会課題」を意識し、何らかの行動を起こしていますか？



●「SDGsの達成」や国内外の「社会的課題」の解決に向けて、主に誰が行動すべきだと思いますか？ 2つまで選んでください。

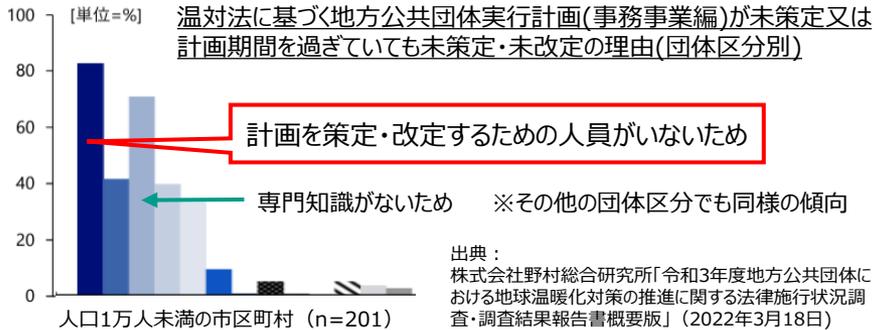


【出典】損害保険ジャパン株式会社「SDGs・社会課題に関する意識調査」（2021年8月）

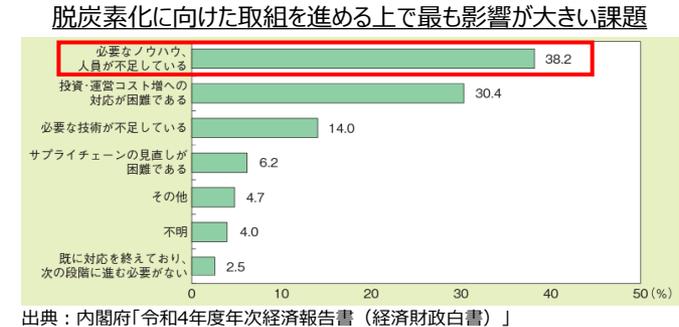
脱炭素分野の人材の不足、人材の育成・確保の必要性

- 地域脱炭素の実現に向け、地方公共団体及び企業においては、**人材の不足が深刻**となっている。
- こうした現状等を受け、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、GXにおいては、「**人への投資が不可欠**」と明記されるなど、種々の政府方針等において**脱炭素化を推進するための人材の育成・確保に向けた具体的取組方針**が掲げられている。

温対法に基づく地方公共団体実行計画未策定等の理由は人材不足が最多



企業にとって脱炭素化を進める上での最も影響が大きい課題は人材不足



人材不足の現状等を踏まえ、政府方針等においても、脱炭素分野の人材育成の必要性を明記

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(R4.6.7決定)

- ・モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあつて創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。(中略)さらに、**気候変動問題への対応(中略)**といった社会的課題を解決するのは人であり、**人への投資は最も重要な投資である**。このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。(Ⅲ-1 人への投資と分配)
- ・**地域での脱炭素化の取組を行う人材を確保・育成**するため、2022年度中に地方公共団体と地域企業や地域金融機関等とのプラットフォームの構築支援や人材バンクの創設、金融機関を対象とする資格制度を創設する。
- ・(中略)また、**環境教育を推進**するため、2022年度に学生が脱炭素先行地域の地方公共団体等を訪問する費用を補助する。(Ⅰ-4(1)GXへの投資)

○教育未来創造会議「第一次提言」(R4.5.10決定) (Ⅲ-3(4)④地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成)

- ・脱炭素化等の課題解決と地域活性化を同時に進めるため、**地方公共団体や金融、地域企業におけるグリーン人材の育成確保**に向け、研修等による能力向上、アドバイザー人材バンクの創設、他地域とのネットワーク構築等によるノウハウ移転に取り組むとともに、高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成を支援する。

環境分野における人材育成事業の全体像

- 脱炭素分野における人材育成は、現状、大きく分けて即戦力人材、研究人材・準戦力人材、養成者人材の育成を目的として、関係省庁が、研修、人材派遣、補助金等の事業を実施している。
- 近年、即戦力人材の育成に係る社会人向けの研修事業が新設され、充実が図られている。実際に脱炭素の取組を進めるのは現場の人材であり、公正な移行の観点からも、社会人の学び直しなど即戦力人材の育成を一層充実させることが重要である。
- 研究人材・準戦力人材の育成は、科学技術全般の振興を目的とした大学等への補助金等が中心。研究者向けから社会人向けまで対象は幅広い。
- 脱炭素化の取組を切れ目無く着実に進めるためには、2030年に20代後半となり、各組織において中核を担うリーダーとなりうる大学生等向けの人材育成を一層充実させる必要がある。

環境分野における人材育成事業の現状（俯瞰図）

- 養成者人材…児童・生徒の指導者等の人材（例：小中学校の教職員） ● 研究人材・準戦力人材…専門知識を有し、社会資源の仲介を行う人材（例：研究者、コーディネーター）
- 即戦力人材…企業や自治体等において早期に業務に着手することができる人材（例：専門能力を有する社会人）

養成者人材

<すべての分野に共通>

- (環)教職員等環境教育リーダー研修

- (環)国立公園満喫プロジェクト人材育成支援事業

【黒】すべての分野に共通 【赤】脱炭素分野 【青】その他

(環)環境省 (経)経済産業省 (文)文部科学省 (内)内閣府 (総)総務省

研究人材・準戦力人材

<すべての分野に共通>

- (環)ローカルSDG sリーダー研修

- (経)エネルギー・環境分野の官民による若手研究者発掘支援事業

- (文)卓越研究員事業

- (文)博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

- (文)世界で活躍できる研究者戦略育成事業

即戦力人材

- (環)地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
- (環)地方公共団体と地域企業や地域金融機関等とのプラットフォームの構築支援、脱炭素まちづくりアドバイザー制度

- (環)サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業
- (環)脱炭素アドバイザー資格制度認定事務
- (環)地域におけるESG金融促進事業

- (総)人材面からの地域脱炭素支援
- (総)自治体での地域脱炭素初任者研修
- (経)洋上風力発電人材育成事業費補助金
- (内)地方創生人材支援制度

<すべての分野に共通>

- (総)外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

- (総)地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

- (経)高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金

脱炭素分野における大学生等の人材育成の今後の方向性

- 大学生等向けの人材育成については、文部科学省、経済産業省、環境省が、賛同する大学等と連携して立ち上げた「**カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション**」に「**人材育成WG**」が設置され、教育事例の共有のほか、人材育成の在り方、教育プログラムの開発等、**脱炭素に資する人材育成に向けた具体的方策について検討**を進めている。
- **各地域の“知の拠点”である大学**が、国、自治体、企業、国内外の大学等と連携して、地域の脱炭素化や人材育成に貢献することが重要。
- 環境省は、主に**脱炭素に資する即戦力人材の育成事業**を実施しているところであり、**今後ともその充実強化を図る**。また、文部科学省、経済産業省と共に、**大学等コアリションとの連携や協力**を通じて、大学生等の効果的な人材育成のあり方を検討していく。
- 文部科学省は、**大学等における基盤研究やデジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等への支援**を通じて、大学生等の人材育成を進めるべく検討しているところ。



人材育成WG

- ・カーボンニュートラル教育の事例を大学間で共有
- ・カーボンニュートラル人材の在り方、必要な知識等を分析
- ・共同教育プログラムや教材の開発を検討（～2025）



東海大学「パブリック・アチーブメント（PA）型教育」
パブリック・アチーブメント型教育：立場が異なる市民が社会で共存するためのルールをつくる活動を実践・学習するプログラム

4. 環境教育等を取り巻く状況の変化

環境を取り巻く状況とミッション（R5年度環境省重点施策より）

社会課題の解決による新しい資本主義の実現

- 我が国が直面する最重要社会課題
 - ・一刻の猶予も許さない気候変動問題
 - ・ウクライナ侵略とエネルギー安全保障
 - ・輸入資源価格高騰
 - ・災害頻発化・激甚化
 - ・人口減・少子高齢化による地域衰退
 - ・福島復興、環境再生

○新しい資本主義の実現

社会課題を対症的に解決するのではなく、解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、課題解決と経済成長を同時実現するのが「新しい資本主義」

環境省重点施策のポイント

- ・**炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成**により、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長を同時実現し、「新しい資本主義」に貢献
- ・「**成長志向型カーボンプライシング構想**」の具体化・最大限活用
- ・地域・くらしの脱炭素化、関連する社会インフラ・サプライチェーン分野の投資促進で、**自立国産の再エネを最大限導入し、エネルギー安全保障に貢献**
- ・**G7に最大限貢献**し、約4,000兆円とも言われる世界のESG資金を誘引
- ・日本の脱炭素技術等の海外展開で**アジア・ゼロエミッション共同体構想に貢献**
- ・命と環境を守る基盤的取組、東日本大震災・原発事故からの復興・再生

重点施策（2つのコアミッション）

①時代の要請への対応

②不変の原点の追求

炭素中立型経済社会 (カーボンニュートラル)	循環経済 (サーキュラーエコノミー)	自然再興 (ネイチャーポジティブ)	人の命と環境を守る基盤的取組
(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進 (2) 成長志向型カーボンプライシングの取組 (3) 森林等の吸収源対策の推進 (4) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進	(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化 (2) レジリエントな廃棄物処理体制の構築	(1) 生物多様性国家戦略に基づく30by30目標や自然資本に配慮した経営等の実現 (2) 自然を活用した地域活性化の推進	(1) 公害等の健康被害対策と生活環境保全 (2) 良好な環境の創出 (3) 外来生物・鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等
			東日本大震災からの復興・再生

GXと相乗効果を発揮する重点投資分野

- (1) GX×「人への投資」
- (2) GX×「科学技術・イノベーションへの投資」
- (3) GX×「スタートアップへの投資」
- (4) GX×「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」

G7日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs達成への貢献

- (1) G7日本開催を契機とした環境外交での主導的な役割の発揮
- (2) アジア・ゼロエミッション共同体構想等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援

ESD（持続可能な開発のための教育）の動き

※持続可能な開発のための教育（ESD=Education for Sustainable Development）…人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、**気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等**、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が**自らの問題として主体的に捉え**、身近なところから取り組むことで、それらの**問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす**、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

（第2期ESD国内実施計画（R3.5持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）から抜粋）

- 2015年（H27）に開始された「持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム」（GAP）の最終年である2019年に「ESD（GAP）国内実施計画」に係るレビューを実施。
- GAP等の取組を基礎として、2019年（R1）の国連総会で、2020年から2030年を対象とする新たな枠組み「**持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）**」が承認。

<持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）>

・ESDがSDGsの17のゴール全ての実現に貢献することを通じて、より公正で持続可能な世界を構成することを目指す。

（主な特徴）

- ①SDGsの17全ての目標実現に向けた教育の役割を強調
- ②持続可能な開発に向けた大きな変革（社会及び個人の変革）への重点化
- ③ユネスコ加盟国によるリーダーシップへの重点化

- 「ESD（GAP）国内実施計画」に係るレビュー及びESD for 2030という新しい国際枠組みを踏まえ、2020年（R2）に開催された「ESD円卓会議」での議論を経て、2021年（R3）5月に開催した関係省庁連絡会議において、「**我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）**」を決定。

<第2期ESD国内実施計画>

- ・「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化。
- ・ESD実現のための多様なステークホルダーを巻き込むための方策として、自治体、NGO/NPO、企業、研究・教育機関等をつなぐ重層的なネットワークの強化等や、「ESD for 2030」に示された5つの優先行動分野ごとに国内のステークホルダーが実施する取組を記載。

5. 參考資料

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成15年成立、平成23年改正（議員立法）
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

環境教育等の基盤強化

○環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

○地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

○体験の機会の場の認定(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

○協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。



○国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条～6条)

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討等

第2期ESD国内実施計画

- オールジャパンで我が国のESDを推進するとともに、世界のESDをリードしていくために、関係省庁が連携し、ESD国内実施計画を策定。
- 次期計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化。ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラル、AI・DXの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成。
- ESD実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組を記載（具体的には以下のとおり）。



経緯

- ESD（持続可能な開発のための教育）は、2002年に我が国が初めて提唱。その後、ユネスコを主導機関として国際的に推進。
- 2014年、ESD世界会議を国内（愛知県・名古屋市/岡山市）において開催。
- 2015年、国連においてSDGsが採択。
- SDGsの全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが国連総会において採択。
- 2021年5月、ESD世界会議をキックオフとして「ESD for 2030」が本格始動。

1. ESDを実践するために多様なステークホルダーを巻き込む

- 政府は「ユネスコ未来共創プラットフォーム」や「ESD推進ネットワーク」等を活用し、自治体、NGO/NPO、企業、研究・教育機関等をつなぐ重層的なネットワークを強化。
- 国内のみならず国際的にも情報発信を強化し、連携を図る。

2. ステークホルダーごとの具体的な取組を5つの優先行動分野別に記載



Advancing policy

1. 政策の推進

- ・SDGs 関連政策へのESDの反映
- ・教育政策へのESDの位置付け
- ・地球規模課題に係る施策におけるESDの実施等について記載。



Learning Environment

2. 学習環境の変革

- ・学習指導要領に基づくESDの実施
- ・ICT化を通じた教育環境の充実
- ・機関包括型アプローチの推進に向けたネットワークの形成・強化等について記載。



Educators

3. 教育者の能力構築

- ・教員等に対する研修等
- ・ESD推進の手引の作成・活用
- ・各機関においてESDを実践する者の育成等について記載。



Youth

4. ユースのエンパワーメントと参加の奨励

- ・ユース同士のコミュニティづくり
- ・国際的な議論にユースが参加できる環境づくり
- ・青少年の交流の推進等について記載。



Community

5. 地域レベルでの活動の促進

- ・ESDによるローカルSDGsの推進
- ・全国的なESD支援のためのネットワーク機能の発揮等について記載。

5-1. 国、地方公共団体、企業の実績状況

国、地方公共団体、企業の環境教育等に関する環境教育等促進法の規定



○ 環境教育等促進法

(国の責務)

第5条

2 国は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第10条

1 事業者及び国民の組織する民間の団体（中略）、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

自治体では行動計画を策定し、学校向けの施策を中心に教材提供等の支援策を実施しているが、人材不足、学校教育への取組等で課題を抱えている。

※都道府県、政令市、中核市
(計129団体)を対象



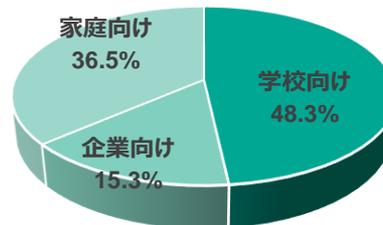
【出典】環境省「令和4年度地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの(回答数121自治体)

○ 環境教育等促進法第8条又はそれ以外に基づく行動計画等の策定状況



※環境教育等促進法第8条1項：都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

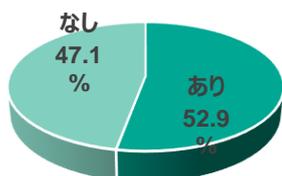
○ 環境教育に関する施策・取組事例



- ・学校向け：副読本・プログラムの提供、体験学習の実施、教員研修、講師派遣、コンクール等
- ・企業向け：企業向けセミナー、アドバイザー派遣、環境マネジメント登録制度等
- ・家庭向け：自然観察会・清掃活動・エコライフツアー等のイベント、市民講座、情報発信等

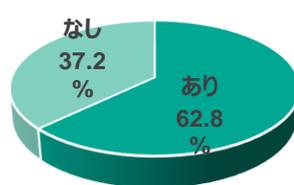
○ 環境教育に係る支援等について

① 環境教育アドバイザー等の人材登録制度



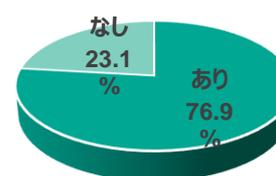
- ・自治体で「環境アドバイザー」(環境教育推進員、環境マイスター、エコリーダー等)を登録し、要請を受け、派遣。
- ・環境教育に関心が高い民間企業等を登録し、学校に派遣。(埼玉県「環境学習応援隊」など)

② 環境教育指導者、環境リーダー等育成研修



- ・教員等(保育士、教職員)、環境アドバイザー等を対象とした研修の実施。
- ・高校生等を対象に次世代の環境リーダーを育成する連続講座、ワークショップ。(香川県「環境×みらいプロジェクト」など)

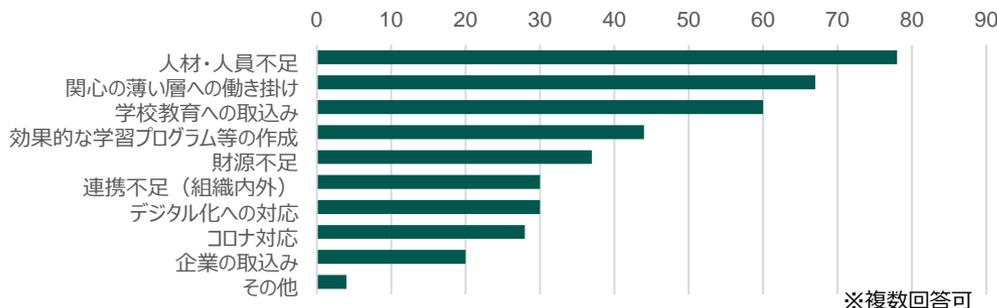
③ 環境教育に係る教材・プログラム



- ・児童生徒用の副読本、動画教材、ワークシート、教員用指導書などを提供。
- ・企業、市民団体、大学等が実施しているプログラム(出前講座、工場見学等)をとりまとめた冊子を作成。(尼崎市など)

○ 環境教育を推進する上で自治体として課題と考えていること

(自治体数)



※複数回答可

<自由記述(抜粋)>

- ・教育現場を熟知し、環境教育に資する知識を有している橋渡的な人材が圧倒的に不足している。
- ・環境教育に係る人材が高齢化し、一方で若年層は地域との関わりが希薄で、新たな環境教育の担い手が生まれてこない状況。
- ・通常学習に「環境」という切り口からの教材を溶け込ませることが重要だが、そのための良質な学習教材・プログラムがない。
- ・若者や企業を中心にSDGsの浸透が進んでいることから、企業を巻き込んだ取組を推進していくことが課題。
- ・「環境」に関する領域はほぼ全ての分野に関連することから、教育部局はどこの部門とつながればよいのか、課題・テーマごとに連絡調整する必要が生じる。

環境教育に積極的な企業では、従業員に対して研修会等を通じて環境問題に関する一般知識の啓発に取り組んでいる企業が多い。また、一般市民に対しては、自然共生分野を中心に情報誌や出張授業により環境教育を行っている企業が多い。

【調査概要】

・「エコ・ファースト企業」のうち認定を受けている「約束」に、「従業員向け」「市民向け」の教育に取り組むことが記載されている31社を抽出し、ウェブサイトなど開示情報（CSR報告書などの場合は2021年1月1日以降に作成・更新されたものであって最新のものを基本とする。）から調査を行った。
 ・対象企業の業種はメーカーが最も多く全体の4割。従業員規模としては中小規模が7%であり、対象企業の大部分が大企業と分類される。

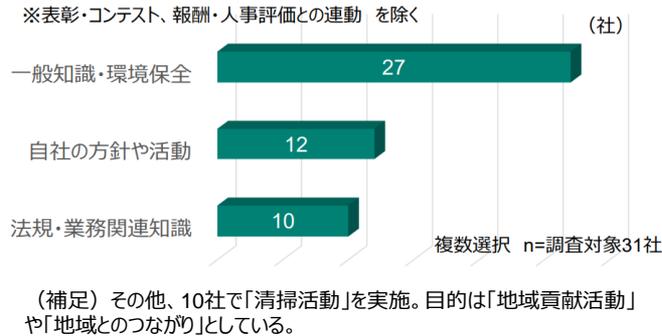
従業員に対する環境教育

研修会や自然体験・ボランティアにより行っている企業が多く、環境問題に関わる一般知識を広く扱っている。自社の方針や活動を内容としている教育は企業の特徴と言える。対象は全社員に対して行っている割合が高い。

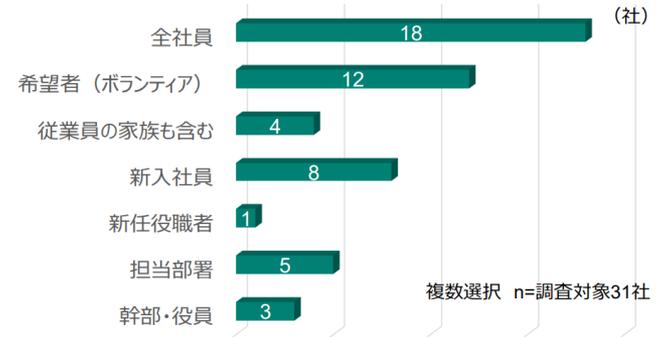
■手法

手法	社数※
研修会・セミナー	15社
現場演習	2社
自然体験・ボランティア	15社
情報発信	11社
資格取得支援	7社
表彰・コンテスト	8社
報酬・人事評価との連動	4社
その他	4件

■実施内容



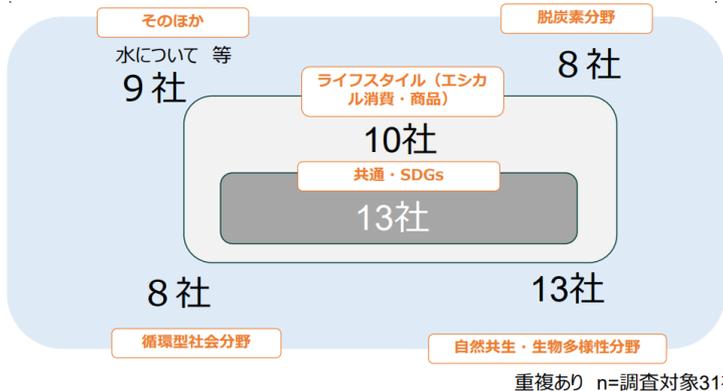
■実施対象



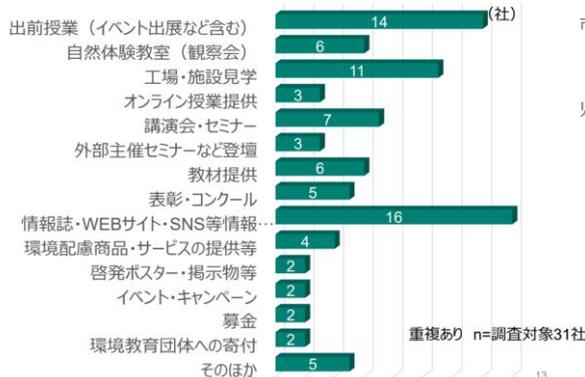
一般市民に対する環境教育

自然共生・生物多様性分野について行っている傾向が多いが、ライフスタイル（エシカル消費・商品）に関する取組があることが特徴の一つ。また、情報誌・WEBサイト等や出張授業による実施が多数。特定の対象者を絞らない「市民全体」を対象としている企業が多い。

■実施分野



■実施方法



■実施対象



文部科学省と環境省は、共同で運営するESD推進ネットワークを通じて、ESDの活動を推進してきた（ESD推進ネットワークの整備）

● 持続可能な開発のための教育（ESD=Education for Sustainable Development）

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、**気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等**、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が**自らの問題として主体的に捉え**、身近なところから取り組むことで、それらの**問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし**、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。 ➡ **SDGs実現に向けた人づくり**

（第2期ESD国内実施計画（R3.5持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）から抜粋）

● ESD推進ネットワークの構築

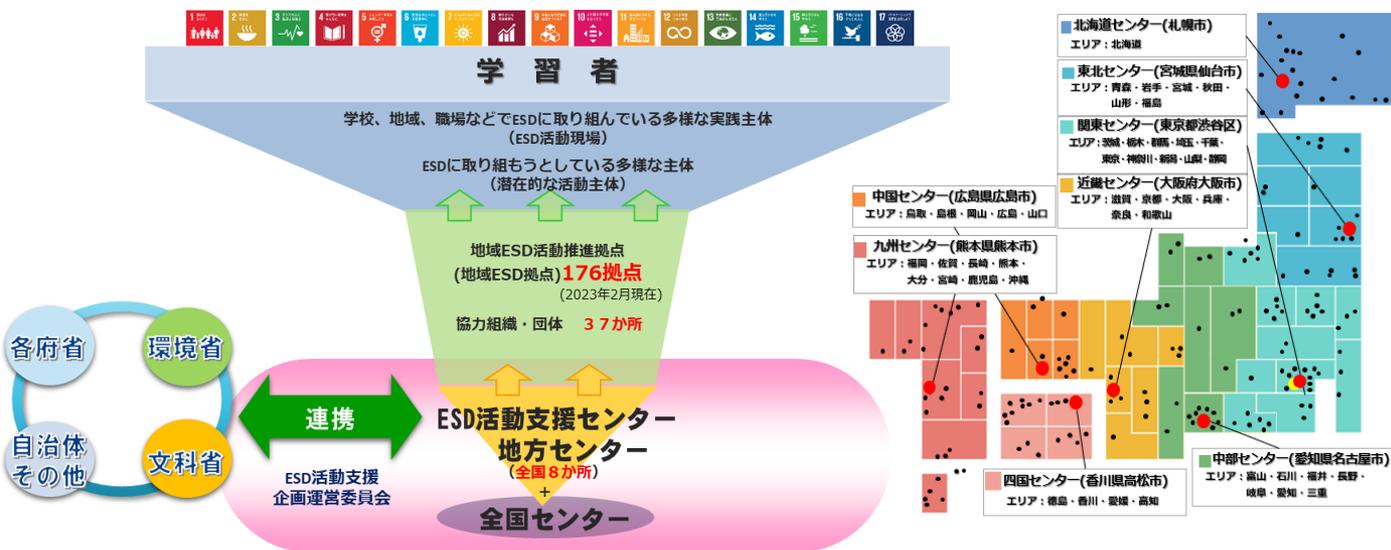
経緯：ESD国内実施計画に基づき、**文部科学省と環境省が共同**で2016年度にESD活動支援センター(全国センター)を、2017年度に8箇所の地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設。

体制：**ESD活動支援センター、地方ESD活動支援センター、地域ESD推進拠点、ESD活動支援企画運営委員会**で構成。

機能：**①ESD活動を支援する情報共有機能、②現場のニーズを反映したESD活動の支援機能、③ESD活動のネットワーク形成、ESD実践の学びあいの場の促進機能、④人材育成機能**

<地域ESD拠点の例>

- 教育関係機関・ネットワーク
ユネスコスクール、教育委員会、社会教育施設、環境教育施設 等
- 学術・研究機関・ネットワーク
大学 等
- 地方自治体・行政・ネットワーク
勝山市、鹿島市建設環境部ラムサール条約推進室 等
- 公益法人
(公財) キープ協会、(公財) 肥後の水とみどりの愛護基金 等
- NGO/NPO
NPO法人隠岐しぜんむら、NPO法人エコプランふくい 等
- 企業等
サンデンフォレスト、キャノンテクノパーク、花王エコラボミュージアム 等
- その他
ESDコンソーシアム、国連大学RCE地域拠点 等



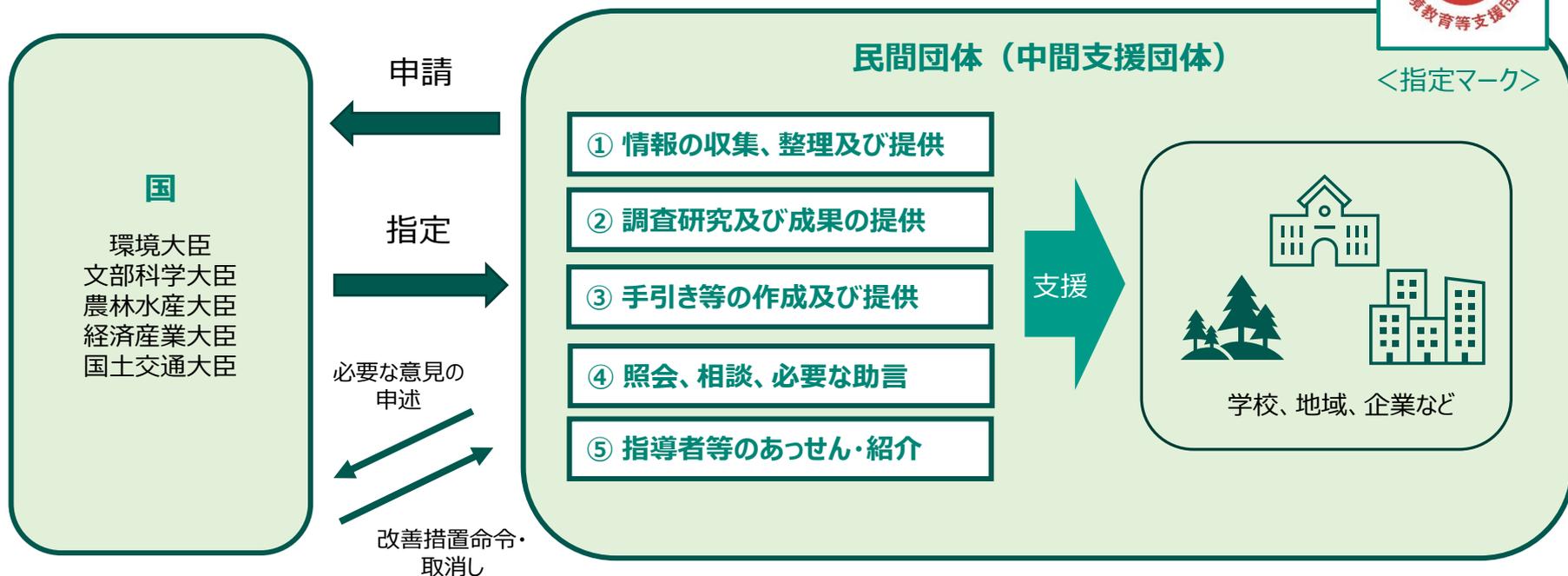
5-2. 環境教育等促進法等に基づく各種制度

環境教育等支援団体指定制度（法10条の2）

- 環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて国が指定する制度。（環境教育等促進法第10条の2）
- 令和5年5月現在7団体指定。



環境教育等支援団体指定制度の仕組み



＜環境教育等支援団体の例＞

- ・ 「特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会」、「公益財団法人日本環境協会」（こどもエコクラブ）、「一般社団法人シンク・ジ・アース」、「体験の機会の場合研究機構」など

地域密着した環境保全活動と環境教育支援事業／H26年度指定／ 特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会

・**事業内容**：環境に関する専門知識と豊富な経験を持つ環境カウンセラーが主体となり、地域ニーズに応じた環境保全活動や環境教育等の支援を行う。

（例）地球温暖化問題に関する最新資料と情報を整理し、環境教育資料として提供、地域の太陽光発電システム設置後の実態調査等、千葉県内の中小企業の環境経営（環境経営システムの構築）の支援、広範囲な人を対象とした環境教育の企画立案・オリジナル教材作成と学習会等の開催など。

・**活動実績（支援者数）**：R3年度 482人（うち学校関係者359名）

・**URL**： <http://ecchiba.sakura.ne.jp/>

こどもエコクラブ／H26年度指定／公益財団法人日本環境協会

・**事業内容**：子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的として、子どもたちが地域の中で主体的に行う継続的な環境保全活動や環境学習を支援する。

（例）こどもエコクラブの活動レポート等の公開、大人（サポーター）を対象としたアンケート、大人（サポーター）及び自治体担当者（コーディネーター）向けの指導の手引きの作成など。

・**活動実績（支援者数）**：R3年度 104,756名（うち学校関係者42,897名）

・**URL**： <http://www.j-ecoclub.jp/>

SDGs for school／R3年度指定／一般社団法人シンク・ジ・アース

・**事業内容**：持続可能な社会創生のために創造的な教育を実践する現場の先生と生徒を応援するプロジェクト。大人と子どもたちが一緒にSDGsを学び、課題解決のために自ら行動する人を増やすことを目的に、様々な事業を実施。

（例）SDGsを楽しく分かりやすく学べる教材（書籍、冊子、映像、指導案等）制作、日本各地の指導者をつなぎ、授業事例やSDGsの知識を深める研修や交流の場の企画・実施、子どもたちを「問題の現場」に連れて行くフィールドツアー、企業や自治体向けのSDGs研修プログラム等の提供。

・**活動実績（支援者数）**：R3年度 12,000名以上（教材寄贈：12,000部）

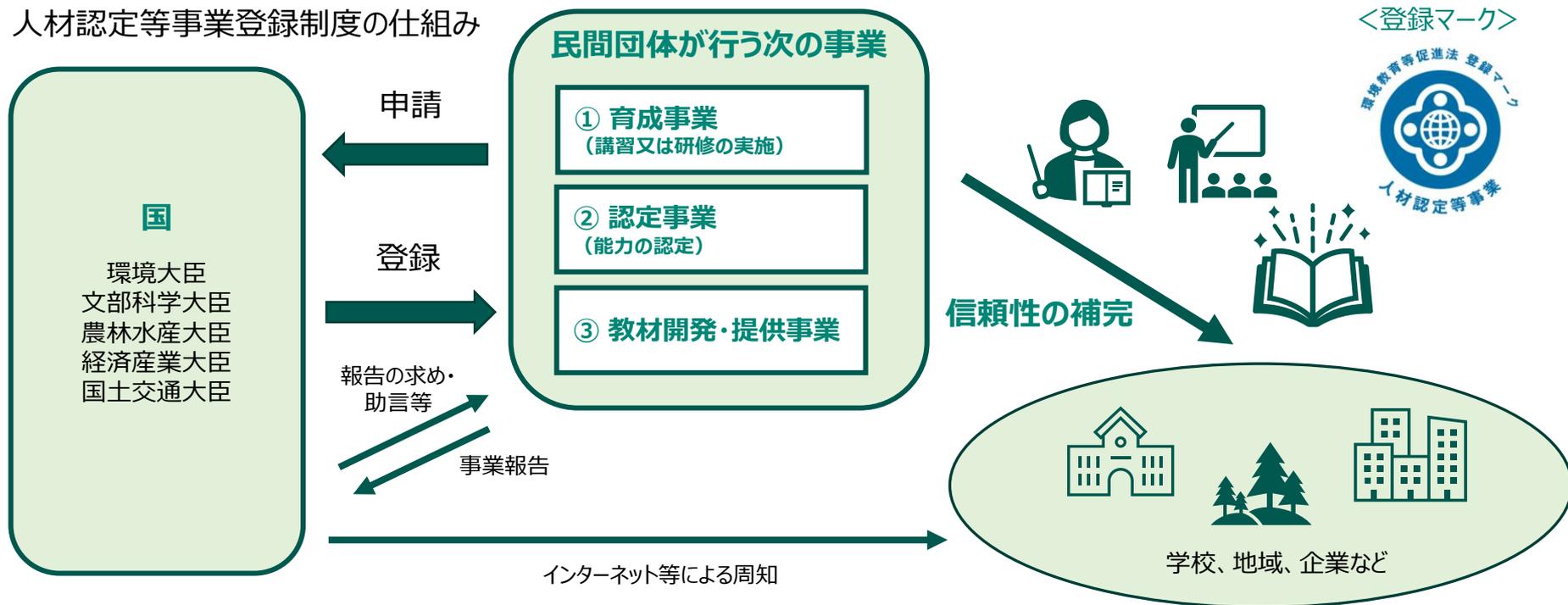
・**URL**： <http://www.thinktheearth.net/sdgs/>



人材認定等事業登録制度（法11条）

- 民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、全国で行われている環境教育等の指導者等を育成、認定する事業又は環境教育等に関する教材を開発する事業について、事業者の申請を受けて国が登録する制度。（環境教育等促進法第11条）
- 令和5年5月現在53事業登録。令和3年度の登録事業利用者等数は21,100。

人材認定等事業登録制度の仕組み



＜登録人材認定等事業の例＞

- ・「森林インストラクター資格試験」、「こども環境管理士資格試験」、「ビオトープ管理士セミナー」、「環境経営士養成講座」、「廃棄物管理士講習会」、「マンガとすごろくで学ぶ！環境学習教材開発事業」など

人材認定等事業登録制度に登録されている事業の例

● 育成事業



ビオトープ管理士セミナー／H25年度登録／公益財団法人日本生態系協会

- ・事業内容：「ビオトープ管理士」になるために、自然と伝統が共存する持続可能なまちづくり・くにづくりに必要とされる基本的な知識や技能を学ぶセミナー。ビオトープ管理士資格試験を受験しない方でも、SDGsへの取組や30 by 30の推進などといった環境問題に一步踏み込んだ勉強をすることが可能。
- ・育成者数：2,303名（～R4年度）
- ・URL： http://www.biotop-kanrishi.org/biokan_06.htm

● 認定事業



うちエコ診断士資格試験／R3年度登録／一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

- ・事業内容：地球温暖化問題や家庭部門の温暖化防止対策の知識を有し、家庭における地球温暖化防止対策についてのアドバイス、提案ができる専門家を試験によって認定する事業。また、スキルの継続と向上を目的に資格取得から2年ごとに家庭部門の地球温暖化防止対策に関する最新情報や個人情報・倫理規程等に関する知識を更新するための、資格更新研修も実施。
- ・認定者数：2,225名（～R3年度）
- ・URL： <https://www.zenkoku-net.org/>

● 教材開発・提供事業



マンガとすごろくで遊ぶ！環境学習教材開発事業／R3年度登録／加山興業株式会社

- ・事業内容：小学4年生以上を対象にした環境教育に関する教材（①～③）を開発し、工場見学来場者やセミナー参加者、愛知県豊川市内小学校に提供。①「テラノさんとぼく」：「社会にはなぜルールがあるのか」を学習することから始まり、現在の問題点や現状の把握（特にごみ問題）を通して、未来のためにできることを考えてもらう冊子・WEB教材、②「テラノさんと〇〇さんとぼく」：SDGsに触れながら、ごみ問題について気付き、分別やリサイクルなど身近にできることを考えてもらう冊子。③SDGsすごろく：すごろくを楽しみながらSDGsについて学んでもらう冊子・WEB教材。
- ・教材提供数：10,294部（R2,3年度）
- ・URL： <https://www.kayama-k.co.jp/>



教材のダウンロード
はこちらから可能



認定者等のその後の活動状況の例

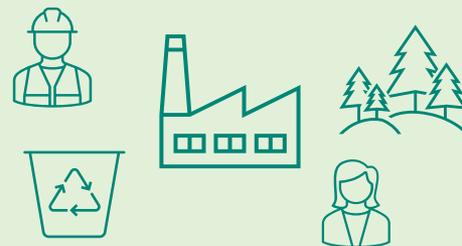
学校や企業等へ講師・アドバイザー等として指導・助言

(例) うちエコ診断士資格試験、環境再生医資格認定、環境インストラクター認定、水俣病教育指導員育成事業、「植生アドバイザー」育成事業、環境経営士養成講座、グリーンセイバー（マスター）検定試験 等



本業において環境的な知見を活かした専門的な業務を担当

(例) 廃棄物管理士講習会、産業廃棄物適正管理能力検定、エアコンクリーニング廃液処理技術者認定資格試験事業、こども環境管理士資格試験、林業技士（森林環境部門）養成事業、遮水工管理技術者認定事業、環境アセスメント士、ピートープ管理士資格試験 等



登録を受けた 人材育成・認定事業



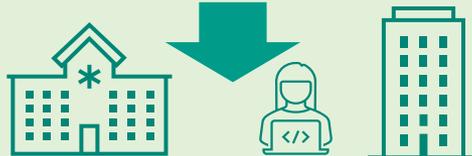
NPOや市民団体等で一般市民にガイド等を実施

(例) 環境教育指導者養成セミナー-清里インタープリテーションセミナー-&体験学習法セミナー、グリーンセイバー（マスター）検定制度 等



キャリアアップ、スキルアップとして 進学・研究・転職に活用

(例) 環境管理士育成講座、産業廃棄物適正管理能力検定、インタープリター入門講座、植生アドバイザー 等



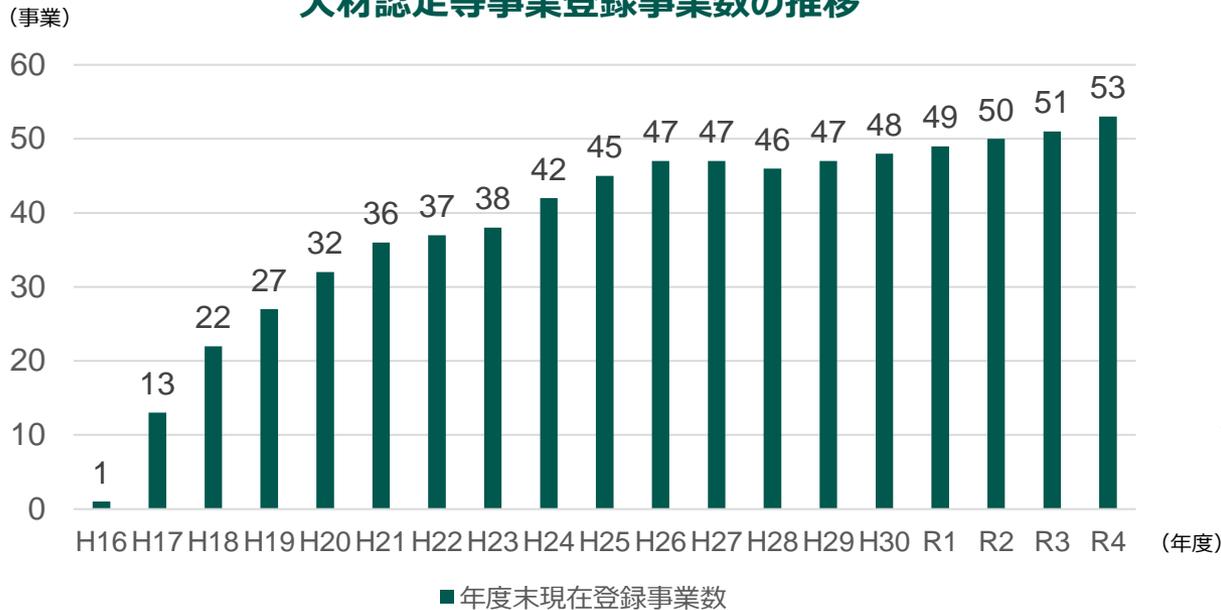
ボランティアとして自ら環境保全活動を実施

(例) 自然観察インストラクター養成講座、川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業、環境経営士養成講座 等

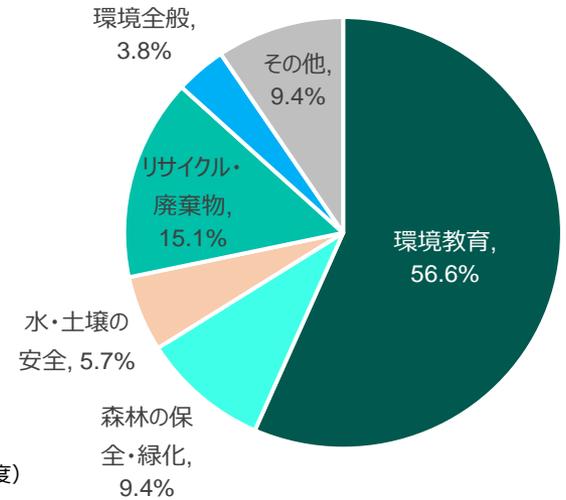


人材認定等事業の登録数は近年は横ばい。事業分野にやや偏り。

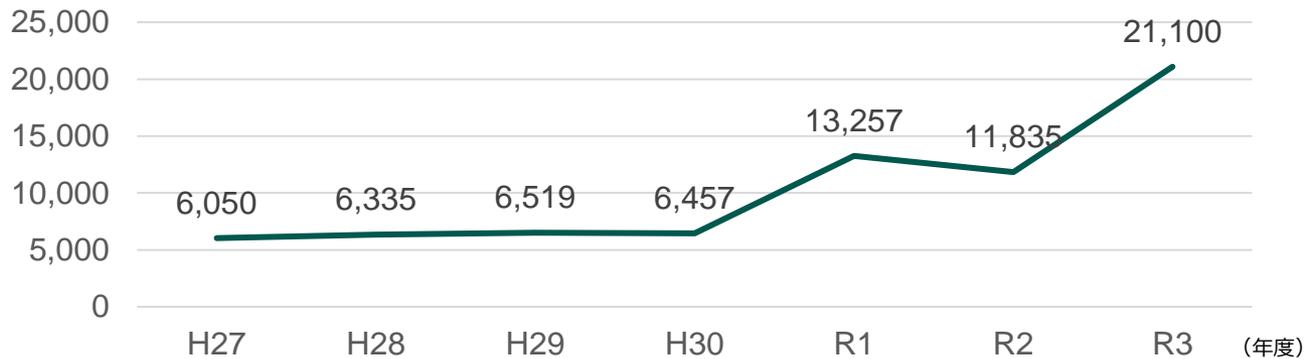
人材認定等事業登録事業数の推移



事業分野の割合 (R5.5現在)



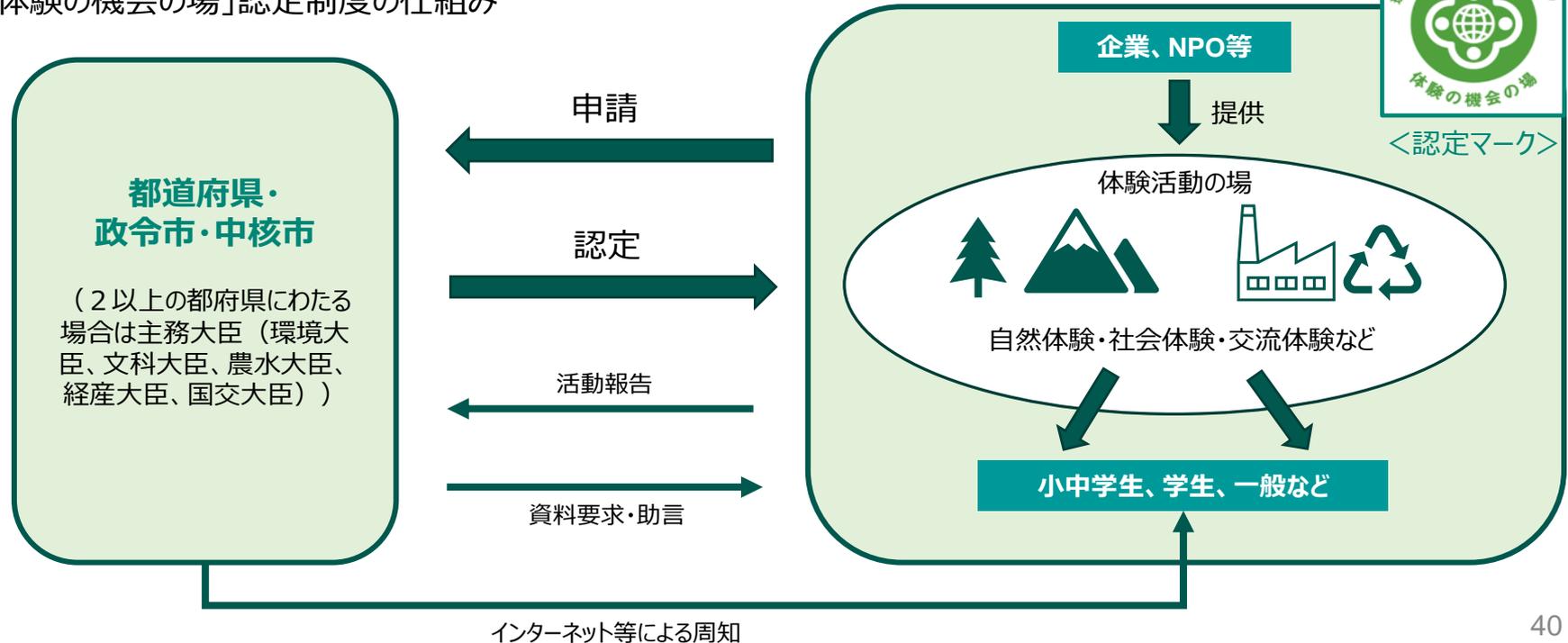
登録事業の利用者等数



体験の機会の場認定制度（法20条）

- 「**体験の機会の場**」とは、土地又は建物の所有権等を有する**国民や民間団体**が、その土地又は建物において、体験活動を提供する場合に、申請に基づき、**都道府県知事等の認定**を受けることのできる制度。（環境教育等促進法第20条）
- 平成23年の法改正の際に法定化。平成30年6月の環境教育等促進法基本方針の改定では、体験活動を、**自然体験、社会体験、生活体験、交流体験など幅広い活動**として捉え直し、「体験の機会の場」を「**地域や国を越えた交流の拠点**」として活用していくことを共有。
- 令和5年5月現在31か所認定。令和3年度の「体験の機会の場」の利用者数は32,211人。

「体験の機会の場」認定制度の仕組み



「体験の機会の場」認定状況

背景・必要性

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する**国民や民間団体が**、その土地又は建物で**体験活動を提供する場合に**、申請に基づき、**都道府県知事等の認定を受けることができる制度。**
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能。

認定された「体験の機会の場」 31件(2023年5月時点)

【京都市】 R5.3 新規認定
 ○株式会社京都環境保全公社 伏見環境保全センター

【大阪市】
 ○あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館(エコミュージズ)

【広島県】
 ■株式会社オガワエコノス本山工場

【岡山市】
 ■藤クリーン株式会社リサイクルセンター

【山口県】
 ○ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについて
 ■海岸漂着物で作るクラフトアート

【高知市】 ●株式会社相愛

【佐賀県】 ●いまり「こまなきの里山」

【宮崎県】 ●しゃくなげの森

【大分県】 ●くじゅう九電の森

【愛知県】
 ●KAYAMAファーム
 ○市田プラント



【浜松市】 R5.1 新規認定
 ■地球のたまご

【川崎市】
 ○昭和電工株式会社川崎事業所
 ○株式会社ショウエイ
 ○富士通株式会社川崎工場
 ●明治大学黒川農場
 ○東京ガスキッチンランド川崎

【北海道】
 ●雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

【秋田県】
 ○能代火力発電所および能代エナジウムパーク

【福島県】
 ●里山林・自然塾
 ●三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー
 ミー白河山荘及び白河甲子の森

【栃木県】
 ●モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ

【群馬県】
 ●チノビオトープフォレスト
【前橋市】
 ■サンデンフォレスト
 ○モノ：ファクトリー

【千葉県】
 ●森の墓苑

【埼玉県】
 ■石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

【八王子市】
 ●佐川急便「高尾100年の森」

【山梨県】
 ●清泉寮及びキャンプ場を含むその周辺の森林

【長野市】 R5.5 新規認定
 ■Workcation Place花伝舎

認定「体験の機会の場」の活動事例

【参照】「体験の機会の場」コンセプトムービー
https://www.youtube.com/watch?v=42Xy_Mlr9u8



サンデンフォレスト（群馬県前橋市）

- 認定事業者名：サンデン株式会社
- 認定：平成26年8月・前橋市



●概要

- 赤城山南麓にある、自動販売機・ショーケースなどの生産活動を行う事業所。敷地の半分を占める森林を、環境教育や自然体験活動のフィールドとして地域の方々に利用いただいている。
- 工場見学、森のガイドウォーク、ネイチャークラフト、森づくり活動等を実施。

清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林（山梨県）

- 認定事業者名：公益財団法人キープ協会
- 認定：平成24年12月・山梨県



●概要

- 八ヶ岳南麓に約240ヘクタールの敷地を持つ公益財団法人。清里の自然を活かし、専門の知識と経験を備えたレンジャーが、環境教育プログラムを実施。宿泊施設も併設している。
- 自然と人、人と人をつなぐ役割を果たすレンジャーが環境教育指導者として多様な環境教育プログラムを行っている。

石坂産業株式会社 くぬぎの森環境塾（埼玉県）

- 認定事業者名：石坂産業株式会社
- 認定：平成25年3月・埼玉県



●概要

- ごみをごみにしない社会「ZERO WASTE DESIGN」をビジョンに掲げ、埼玉県三芳町で、産業廃棄物の再資源化・環境教育に取り組んでいる。
- リサイクル工場のほか、敷地の80%を占める森林の一部を「三富今昔村」として開放。里山に生息する植物や生き物を知るガイドウォーク、自社農園での食育体験、里山体験プログラムなどを実施。

●参加者の声

- 木でできたものが色々あって自然を大切にしているから自分も大切にしたいと思いました。
- 自然と触れ合って色々なことを体験できるので色々なことを大切にすることにつながるのではないかと思います。
- 企業が自然と一体となって事業をひろげていくという考えは今後必要になっていくと思うのでよいことだと思います。
- 自然をなかなか体験できなかったりするので、（体験活動を通じて）こういう自然がこれからも受け継がれていけばいいなと思いますし、こういうことが受け継がれていくことに価値を見出せる子になってくれるといいなと思っています。

●認定事業者の声（認定のメリット）

- 市のホームページにもサンデンフォレストのいろいろなイベントが載るようになって、よりいっそうPRできるようになって、また来ていただく子供たちの人数が増えた。
- 一番のメリットは認定を受けた自治体とのコミュニケーションがとれる、深まるということ。認定されているのと、されていないのでは社会からの信頼度が変わってくる。自治体から認定を受けているということで、参加者の方々も安心して参加して下さると思う。
- 新しいお客さまに当社の製品を買っていただくときに、この森も一緒にご案内する。「本当に環境を重視している会社なんだな」ということで新しい商売につながったり新入社員の採用にも大きな影響を与えている。
- 同じ認定を取られている事業者の方との交流であったり、そこで情報交換をさせていただいたり、会社の中だけにいたら出会えなかった交流が生まれたということが大きい。

「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた主な取組

2017年度 (H29)

- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」、環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 「体験の機会の場」研究機構との協定締結

2018年度 (H30)

- 環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定
※「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を明記
- 省令・申請要領の改正（※申請要件の緩和（従事経験年数3年以上→1年以上）、認定基準の明確化、申請書類の簡素化）



▲「体験の機会の場」研究機構との協定締結

2019年度 (R1)

- 認定制度事例集の作成
- 認定シンボルマークの作成
- 認定企業・未認定企業に対するアンケート調査の実施
- Green Blue Education Forumコンクールの共催



▲認定シンボルマークの作成



▲認定制度事例集の作成



▲プロモーションムービーの公表

2020年度 (R2)

- 省令・申請要領の改正（※申請・認定書類への押印を不要）
- 体験活動を通じた環境教育／「体験の機会の場」コンセプトムービーの制作

2021年度 (R3)

- 第2回Green Blue Education Forumコンクールの共催
- 「体験の機会の場」プロモーションムービーの公表



▲プロモーションサイトの公表

2022年度 (R4)

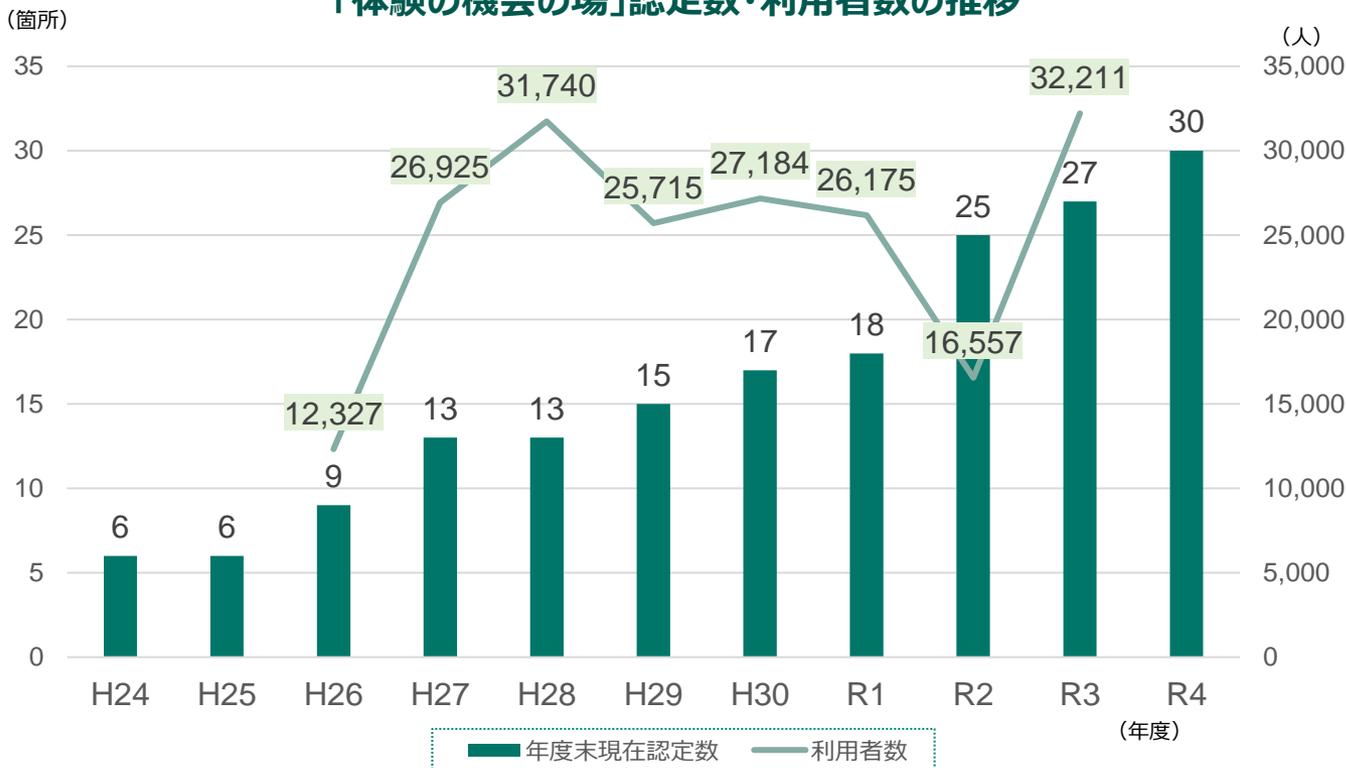
- 「体験の機会の場」プロモーションサイトの公表
- 第3回Green Blue Education Forumコンクールの共催、シンポジウムの開催
- 「体験の機会の場」研究機構との協定締結（更新）



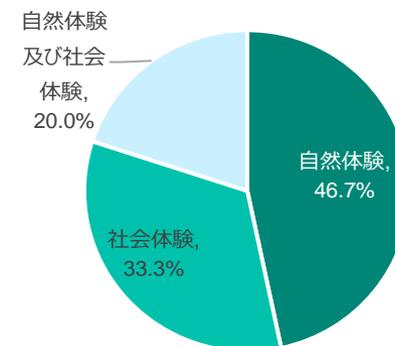
▲Green Blue Education Forumコンクール シンポジウムの開催

「体験の機会の場」の認定数は近年は横ばい。令和2年度はコロナ禍を受け利用者数が減少。

「体験の機会の場」認定数・利用者数の推移



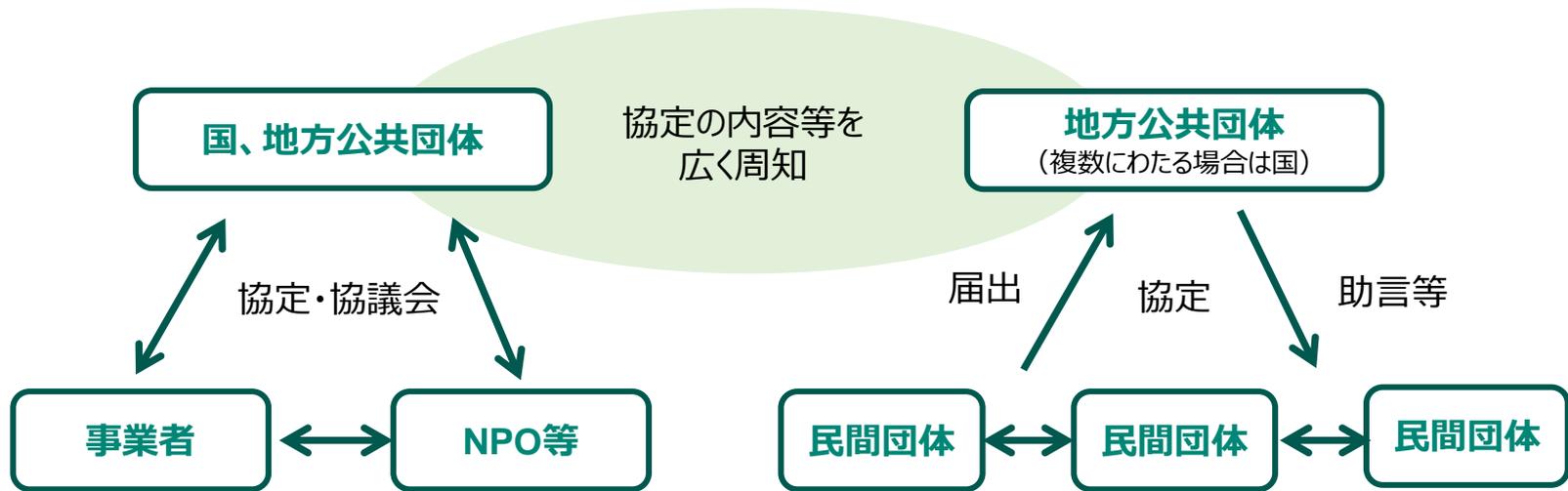
体験活動の割合 (R5.3現在)



・R1年度からR2年度にかけては、認定数が7増加しているにもかかわらず、コロナ禍の影響を受け、利用者数は大幅に減少。ほぼすべてで利用者数が減少しており、なかには利用者なし（開放を中止）という施設もあった。

協働取組推進のための協定の締結制度（法21条の4、21条の5）

- 国、地方公共団体、国民、民間団体等との間で、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進するため、協定の締結を可能とする制度。
- 民間同士で協定を締結する場合は、都道府県知事等への届出が可能。



・「体験の機会のある場」の更なる充実・拡大に関する協定（R4.9.27 環境省、「体験の機会のある場」研究機構）
 ・環境教育及び環境保全活動の促進に関する協定（H26.1.15 大阪府、東京海上日動火災保険株式会社）など

・地球環境基金と環境省地方環境パートナーシップオフィスの業務連携協定（H27.3.11 独立行政法人環境再生保全機構）など

パートナーシップの取組の推進

環境パートナーシップオフィスは協働取組の場の提供・伴走支援等を通じて、パートナーシップを強化し、持続可能な地域づくりを推進

- ・平成23年改正の現行法において新たに「**協働取組**」が盛り込まれたことを踏まえ、**法第19条**に基づく拠点である**環境パートナーシップオフィス（EPO、GEOC）**において、モデル事業等を通じ、協働取組の実践と仕組みの普及を図ってきた。
- ・平成25年度から同29年度までの間に、先導的な事例を形成し、そのノウハウを普及・共有することを目的に、「**協働取組加速化事業**」を実施し、**様々な取組を蓄積し、事例集・ガイドブック等により、普及・共有を図っている。**
- ・また、これらの知見等を活かし、令和2年度からは**地域循環共生圏プラットフォーム事業**において、**地域プラットフォームづくりを行う活動団体に伴走支援**し、**持続可能な地域づくりを推進しているほか、地域で協働取組を進める基盤の強化を進めてきている。**



環境パートナーシップで未来を創る

持続可能な社会は、企業、行政、NPO、個人の、個々の力量だけでは実現できません。それぞれが垣根を超えて対等な立場で対話し、連携・補完し合って環境問題の解決に臨む「**環境パートナーシップ**」が、その実現の可能性を広げる“鍵”です。

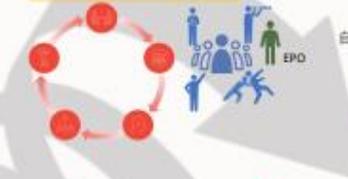
そして、取り組みの過程は決して平坦な道ではありません。ありたい姿（持続可能な社会）と現実のギャップ、リソースの不足、地域内の軋轢等の様々な困難があるでしょう。時には、取組への思いが挫けそうになるかもしれません。

そんな時こそEPOの出番です。

社会の現状



悩みながら一緒に模索
「ありたい社会」へナビ



中立的な立場で話を聞く
参考情報のシェア



対話の場作り
ステークホルダーを巻き込む

ありたい社会



持続可能な社会
～地域循環共生圏の実現～

協働のプロセスを共に進めます



【協働取組の事例】持続可能な地域づくりに向け、EPOがハブとなり、アイデアをかたちにするための多様な関係者をつなぐネットワークを構築。

多様な関係者をつなぎ食品ロス削減に向き合う地域へ（四国EPO）

うどんの製造過程で大量に廃棄される切れ端などをリサイクルするために、NPO、企業、自治体、企業等が集まり「うどんまるごと循環コンソーシアム」を設立。



- ・うどん残渣からの発電と肥料化による循環の仕組みを模索する活動をEPOが伴走支援。モデルが完成、実装化。
- ・廃棄物の循環に加え、脱炭素化を進めるため、食品ロスの発生抑制や自治体等への政策の反映の必要性を支援を認識。



- ・EPOが自治体に助言し、食品ロスを削減するための協議会の参画団体としてコンソーシアムを紹介。
- ・他省庁からの相談に対するEPOの提案により、事業者だけでなく、多様な関係者を巻き込む情報交換会が開催される。



- ・EPOとコンソーシアムがともに、自治体の「食品ロス削減推進協議会」のメンバーとなり、食品ロス削減推進計画の策定に参画（協議会での助言内容が計画の条文に反映）。
- ・情報交換会の開催により、コンソーシアムと社会福祉協議会のマッチングが生まれ、それまで焼却されていた規格外うどんを不定期に寄付し、生活困窮者等に支援する「フードバンク連携活動」が開始。令和4年度末時点で2,000食以上提供。

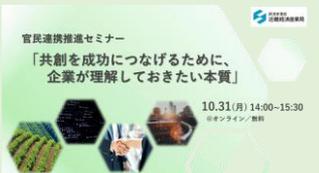


ローカルSDGs推進に向け、自治体×企業の共創の場を創出（きんき環境館（近畿EPO））

- ・地域が抱える課題や取り巻く環境が急速に変化する中、持続可能な地域づくりを加速する上では、自治体が企業・民間団体等、さらには域外の地域との協働により新たな価値を創造する取組（「共創」）が必要であるものの、自治体職員の共創の経験は十分とは言えない。
- ・「共創」を行うための、自治体と企業等が目線を合わせて対等な立場で取り組む場をEPOが創出。



EPOが自治体職員向けに、企業との目線の違いを学ぶ研修会を実施



近畿経産局と連携し、企業向けに官民連携推進セミナーを共催

プログラム	
内容	時間
1. 主催者挨拶	2分
2. 参加者紹介	3分
3. 自治体による課題の説明	7分
4. 企業等によるご提案の説明	8分
5. 自治体と企業等の共創の対話	30分
(合計 60分)	

自治体の課題に対し、企業からの提案を募集し、EPOが共創マッチングをファシリテート、フォローアップ

- ・研修会での出会いをきっかけに兵庫県伊丹市、大阪府阪南市、島根県飯南町、(株)ソーシャル・エックスによる「脱炭素社会構築に向けた4者連携協定」が実現。



環境カウンセラー（環境省告示）

- 市民・事業活動において、環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言などを行う人材。
- 審査（書類・面接）を経て、環境省の告示に基づき登録される。（令和5年1月現在：2,967名）
- NPO職員、有識者（大学教授、各種研究機関職員）、行政職員、民間企業の社員、資格保有者等様々な分野にわたる方が登録され、依頼に基づき、地域の環境保全活動等をサポートしている。

豊富な知識と経験を有する
環境カウンセラー

● 事業者部門（対企業、事業者等）

- ・行政の環境基本計画策定等の審議会・委員会の委員
- ・企業や事業者等に対する環境マネジメントシステムの構築・審査
- ・企業や事業者等に対する再生可能エネルギー導入、廃棄物処理、騒音・振動対策、汚水処理、土壌汚染対策等についての助言
- ・環境講座やセミナーでの講演・講師 など

● 市民部門（対地域、市民団体、学校等）

- ・行政の環境基本計画策定等の審議会・委員会の委員
- ・学校や地域でのE S D・環境教育の企画・実施
- ・地域環境保全活動、自然体験活動などの指導
- ・環境講座やセミナーでの講演・講師
- ・普及啓発、ラジオ番組出演 など

環境保全活動をしたい
市民・事業者

環境保全活動の推進

助言

依頼

- **研修**：環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図るため、年1回研修（オンライン）を実施。
- **表彰**：特に優れた環境保全活動を行った環境カウンセラーに対して、活動をたたえ、社会に広く知らせるため、環境大臣表彰を授与。

● 環境カウンセラーの依頼、活動例

「環境報告書」に係る第三者レビューの執筆

某下水道公社より河川流域下水道の維持管理業務における環境負荷の状況や環境保全などの環境情報を記載する「環境報告書」のサポートを依頼された。報告書内容について、評価すべき点、改善すべき点、県民への提言について第三者の立場からレビューを行った。

頼んでよかった!の声 報告書の作成にあたって意見をもらったり、改善を図ったりする必要があり、外部（第三者）の客観的な意見や改善点を出してもらおうと環境カウンセラーに依頼をした。環境についての知識・経験を踏まえて豊富なアドバイスを受けられてとてもよい報告書が出来上がった。



企業における環境活動の助言

地域の食品原料メーカーより環境マネジメントにかかるアドバイスの依頼があった。その企業は省エネ、廃棄物対策、節水対策等、すでに様々な取り組みをしており、これ以上の環境配慮行動はできないのでは？という悩みを抱いていたため、視察を行ったうえで、それぞれの取組について現場に見合った助言を行った。

頼んでよかった!の声 メーカーで環境改善に取り組まれていた経験のもと、自社で見えなかった視点からの具体的なアドバイスをいただくことができた。例えば、作業手順の見直しや機材を新規導入した場合の省エネ効果など有効な手段に関する提案をいただく日からウロコだった。



公共施設などにおけるイベント支援

地域の児童館の裏にある水路を拠点に環境教育等の展開を考えているグループのイベント企画の依頼があった。まずは水辺に親しんでもらうこと、身近な自然に興味を持ってもらうことを目的としたイベントの提案・支援を行った。

頼んでよかった!の声 事前の打合せにも参加していたので当日も具体的なイメージを持ってみんなで動くことができた。また、全体への目配りなどスムーズな運営をこころがけていただいた。この手のイベントでは、どんどん進めたい指導者も多いが、参加者のペースにあわせて丁寧に指導いただけて良かった。豊富な経験を持っていて、運営面でのアドバイスもいただけてとても助かりました。



環境学習の講師およびコーディネーター

地域の小学校、児童育成クラブ、児童センター、保育園など多様な場所でもこどもたちの興味と関心を高める環境学習の講師を依頼され対応している。また、相手のニーズにあわせたプログラムの提案、講師派遣のコーディネーターなども行った。

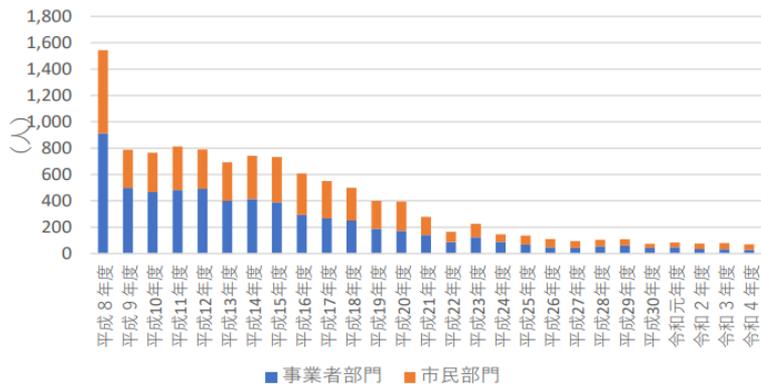
頼んでよかった!の声 地域のことをよく理解していただけており、こどもたちのレベルにもあったオリジナルのプログラムを実施していただいたので、とても充実した時間を過ごすことができた。こどもたちも普段の授業より関心を持って授業に耳を傾け、環境のことについてより理解を深めていた。



環境カウンセラーへの期待は高まっている一方、登録者数の減少や高齢化により、活動の停滞が懸念される。

- SDGsや気候変動問題等への関心が高まる中、環境分野に豊富な知識・経験を有する環境カウンセラーの役割に係る期待は高まっている。
- 一方、環境カウンセラー自体の認知度が低いことなどを受け、申請者数が減少しており、それに伴い、登録者数の減少や高齢者率が高くなっている。
- 活動の活性化を図るために、認知度向上のための取組を求める声が大い。

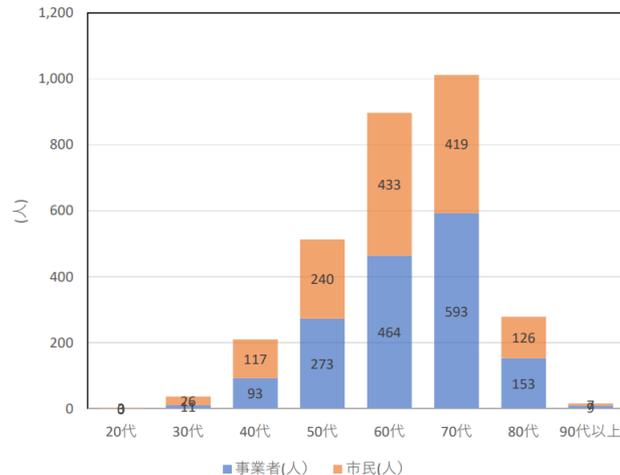
申請者数の推移



登録者数の推移



登録者の年齢分布（令和4年度）



出典：環境省 令和4年度環境カウンセラー登録制度運用等業務報告書（令和5年3月）

＜環境カウンセラーの認知度について＞

・「とても知られている」0.0%、「まあまあ知られている」7.6%、「全く知られていない」24.6%、「あまり知られていない」53.8%、「どちらともいえない」12.7%

＜必要な支援策として挙げられた回答＞

・積極的なPR ・活動に対する助成 ・最新の知識、技術、技能の修得に対する支援 ・環境カウンセラーで組織している法人に対する支援 等

5-3. 環境教育等関連施策

教職員等を対象に研修を実施し、環境教育、ESDの実践力向上を推進

教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修

持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成を目指す。

<カリキュラム・デザインコース>

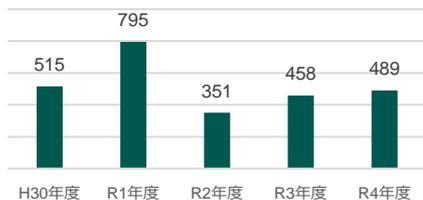
- 目的：学校における**カリキュラム・マネジメント等の実践力向上**
- 対象：小学校・中学校・高等学校等の教職員、教育行政担当者
- 内容：集合型研修と講師派遣型研修の2形態で実施

<プログラム・デザインコース>

- 目的：環境教育における**体験活動の実践力向上**
- 対象：教職員、教育行政担当者、民間企業等の社員、NPO/NGOの職員、環境教育・ESDに関心のある大学生等
- 内容：体験活動を実践している**企業・団体（「体験の機会のある場」等）**を訪問し、環境教育・ESDにおける体験活動を企画・実践するための視点や、大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイントを学ぶ



参加者数の推移



研修で学んだことが自身の活動に役立っているか



※令和4年度の参加者からのフォローアップアンケート結果

受講者の感想

- ・これまではESDが何を表すのかわかっていなかったが、重要性を強く感じる事ができた。
- ・ESDカレンダーを作ってみて、「こんなこともできるのでは」「ここここが繋がりがそうだね」とより深いところまで話げできた。自分の学級を振り返ってみると、子供たちが考える時間をかなり制限してしまっていると感じた。
- ・本校の教育活動を振り返ると、環境教育やESDに繋がる学習がたくさんあることに気づいた。それらを「ESDの推進」という目的でカリキュラムマネジメントすれば、より児童の力が伸びると感じた。
- ・環境教育の必要性は多くの教員が感じているところだが、何から始めたらよいか、どのように展開すればよいかなど悩んでいる教員が多いのが現実。学んだことを、指導主事会議等で情報発信し、県内の教職員に伝えたい。
- ・カリキュラムマネジメントの大切さが分かった。学年内、各教科で関連付けて指導できるものが自分が思っていたよりもあって驚いた。
- ・「大人が不安に思っていることを子供に教えないでどうするのか」という言葉に共感した。“取り組まなければならない”から、“ぜひ取り組みたい”に自分の考え方が変わった。
- ・（体験活動が）「すごかった」や「楽しかった」で終わらないように情報の整理、表現の場を設けて実りあるプログラムを検討していきたい。
- ・（大学生として参加したが）指導する人の視点から環境やプログラムについて学ぶことで新たな発見がたくさんあった。今後の大学の活動などで実践していきたい。

教職員等向けの支援ツールを提供し、環境教育の実践を支援



みんなで**変える**地球の**未来**

～脱炭素社会をつくるために～

環境省において、新たに、小・中学校向けの環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」を作成しました。**ぜひご活用ください！**

教材の概要

http://eco.env.go.jp/lib/env/cn_education/index.html



(1) 「脱炭素教材」

脱炭素社会を目指す基礎知識についての動画教材及び授業での活動を例示する資料等により構成しています。(Webページに掲載していますので適宜ダウンロード等によりご活用ください)

(2) 「学びの地図」

学習指導要領において環境教育に関連するとされる各教科の内容を整理した「学びの地図」をESDモデルプログラム(授業展開例・実践例)と関連付けて再構成し、環境教育・ESD実践の参考となるWebページとなっています。

小学校及び中学校で本教材が活用されるよう、本教材の紹介用パンフレットを作成し、都道府県・市区町村教育委員会宛てに送付しています。



文部科学省と連名で全国の教育委員会等に対して、学校や地域等における環境教育の一層の充実を要請



■ 文部科学省との連名通知「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について（通知）」の発出（R3.6.2）

- **趣旨** 令和3年6月2日に改正温対法が成立し公布されたことを受け、環境省と文部科学省の連名で、全国の教育委員会等に対し、地球環境問題に関する教育の充実について通知を発出。
- **概要** 学校教育における環境教育の位置付けや、取り組む際の留意点、関連施策、SDGsや脱炭素社会実現など、地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導に資する最新の情報、地域における環境教育の展開のポイントなどを示している。

1 学校における環境教育の充実

(1) 学習指導要領における環境教育

- ・学習指導要領等では、これからの学校には、一人一人の児童生徒が「**持続可能な社会の創り手**」となることができるようにすることが求められる旨が明記。
- ・学習指導要領総則等では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の例として、「**自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力**」を挙げ、これらを、「**教科等横断的な視点**」で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとされている。

(2) カリキュラム・マネジメントの実施

- ・環境教育を学校教育全体で進めていくためには、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（「**カリキュラム・マネジメント**」）に努めていくことが重要。

(3) 地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導の実施

- ・地球環境問題に関する指導を行うに当たっては、脱炭素社会、循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、「**国内外の動きにも触れながら学びを深めていく**」ことが重要。
- ・国際的な取組として、ESDや「**環境のための地球規模の学習及び観測プログラム**」（GLOBE）などがあり、これらを活用しながら環境教育の充実を図ることも考えられる。

(4) 教職員の指導力向上のための研修等の活用

- ・教職員自身が学ぶ機会を得て、指導力向上を図ることが重要。「**各教育委員会や学校による研修充実**」や、「**教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修**」（環境省主催、文科省協力）の活用。

(5) 多様な主体と連携・協働

- ・児童生徒が多様な機会を得ることができるよう、「**多様な主体と連携・協働**」を図りながら取組を進めることが重要。その際は、「**ESD推進ネットワーク**」や「**地球温暖化防止活動推進センター**」等を活用することが考えられる。

(6) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

- ・「**エコスクール**」の整備によって、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら、施設の環境負荷軽減を図ることが可能。また、地域の環境教育の発信拠点にもなり得る。

2 地域等における環境教育の充実

(1) 地域等における環境教育の充実

- ・環境教育の活性化のためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して、地域住民の意識を高めることが重要。教育委員会、環境部局等、地域の団体や社会教育施設等の「**多様な主体が連携し、普及・啓発活動**」を行うことが重要。

(2) 自然体験活動の充実

- ・子供たちが体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、「**青少年教育施設**」や「**国立公園等**」の場を活用し、「**多様な自然体験活動**」を一層充実させていくことが重要。

(3) 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の活用

- ・「**体験の機会の場**」における体験活動を通じた環境教育によって、子供たちの学びを深めていくことが重要。

【予定】環境教育・ESD実践動画100選

- 学校や社会教育施設等での教育現場では、環境教育・ESDの実践についてハードルが高いと感じる関係者等が少なくない。また、実践者も実践者同士の関りが薄く、孤軍奮闘している状況。
- そこで、環境教育・ESDの実践イメージを共有すべく、実践事例を短編動画として公募の上、優良事例を「環境教育・ESD実践動画100選」として公表・周知することで、質の向上、取組の推奨、交流・ネットワークづくりを支援。

● 応募テーマ

学校教育又は社会教育において、子ども（幼少期～高校生）を対象にした、SDGsや環境教育、ESDの実践取組（※単発の授業・講座・イベント・出前授業ではなく、例えば年間の取組、複数の授業を使った活動や講座が望ましい。）

● 応募区分

- ・学校教育部門：保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など
- ・社会教育部門：動物園・水族館、博物館、公民館、自然学校、NGO/NPO、自治体、企業、地域コミュニティなど

● 応募条件

- ・動画の長さは3分程度

● 応募期間

令和5年6月30日（金）～令和5年9月29日（金）

● 選定動画の周知・共有等

選定された動画は、環境省のホームページ及び公式YouTubeチャンネルやイベント等で発信するほか、選定動画の作成者による事例発表や交流会等を行う予定

環境教育・ESD 実践動画 100選

子どもを対象とした SDGsや環境教育、ESDの 3分間の実践動画を 募集します！

応募期間
令和5年 6/30 (金) ~ 9/29 (金)

～始めよう！広げよう！学びの取組～

応募テーマ
学校教育または社会教育において 子ども（幼少期～高校生）を対象としたSDGsや環境教育、ESDの実践取組

あなたの取り組みを優良事例のショーケースに
持続可能な社会を実現するためには、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、取り組むことが求められます。そのような問題の解決につながる新たな価値観や行動等の実習をもたらす社会づくりを目指して行われる教育が、環境教育・ESDであり、その実践を社会に広げていくことが重要です。

環境教育に取り組みたいけれど、具体的にどんなことをすればよいかわからない・・・
こんなプログラムを実施してみたけど、他にほんの何かができるだろうか？
今、学校の授業で子どもたちがイキイキと取り組んでいることを、発表してみたい。
選定された子どもたちも組み込みます！

このように現場で実践する経緯や学ぶ経緯のヒントになるよう、環境教育・ESDの実践の優良事例の動画を「環境教育・ESD実践動画100選」として選定し、優良事例のショーケースとして広く発信します。

応募期間
令和5年6月30日（金）～令和5年9月29日（金）

応募区分・資格
学校教育部門
幼稚園、小学校、中学校、高等学校など
社会教育部門
動物園、水族館、博物館、公民館、自然学校、NGO/NPO、自治体、企業、地域コミュニティなど

応募条件
・動画の長さは3分程度とします。（欠損に起因する場合は審査の対象外になります。）
・YouTube 対応のファイル形式としてください（mp4を推奨）。
・ビデオカメラやスマートフォンで撮影の実況、アニメーション、CG、画像編集専用ソフトの使用等は問いません。
・各学校、団体または組織からの応募は各学校等あたり1件のみとさせていただきます。
・可能であれば、動画の全体概要がわかるような解説資料（解説・指導要領等のダウンロード）を添付してください（任意）。

応募方法や応募にあたっての注意事項は、環境教育・ESD実践動画100選をご覧ください。

問い合わせ先
環境教育・ESD実践動画100選事務局
（公益社団法人日本環境教育フォーラム内）
〒100-8302 東京都千代田区千代田
E-MAIL: ee.esd100@nef.or.jp http://ecce.env.go.jp/XXXXX

国を越えた環境問題に対応すべく、日中韓では、環境教育ネットワークを通じて知見を共有・発信し、教職員等の実践者を支援

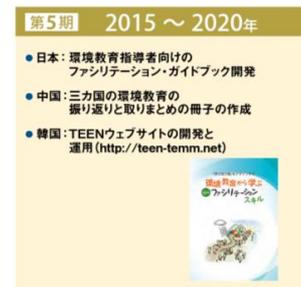
- 日中韓環境教育ネットワーク（TEEN：Tripartite Environmental Education Network）を通じ、3か国の環境教育・ESDの専門家、教員、NGO等による環境教育の実践の蓄積や情報交換を行う取組を、20年以上にわたり実施。
- ワークショップでは、国内の多数の教職員等が参加して国際的な知見を深め、実践に役立てているほか、日本の取組を積極的に発信し、ノウハウの蓄積に貢献している。また、3か国が連携して、指導者向けガイドブックを開発するなど、国際的な環境問題に対応すべく取り組んでいる。

日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）

- ・2000年（平成12年）に開催された日中韓3か国環境大臣会合（TEMM）において、3か国の環境共同体意識の向上を図るため構築されたネットワーク。
- ・同年の第1回開催から毎年3か国の持ち回りで開催し、大気環境、海洋汚染、生物多様性等様々なテーマで環境教育・ESDの実践等について情報を共有。
- ・共同プロジェクトとして、各国の関心に応じたテーマでの講義実施や指導者向けガイドブック等を作成。



3か国の共同プロジェクトとして作成された教材等



【出典】環境省「令和4年度日中韓環境教育ネットワークTEENこれまでのあゆみ」（R5.3）

● 主な取組

TEEN本会合

- ・2022年（令和4年）は、「自然に根ざした環境教育のイノベーション～繋がり、融合し、そして創造する～」をテーマに、中国側ホストにより開催し、教育関係者や研究員等多数が参加。
- ・日本からも、自然学校を運営するNPO等が参加し、取組を報告。
- ・パネルディスカッションでは、自然に根ざした環境教育について、経済・社会・文化の発展の促進、ポストコロナ時代の観点から意見交換が行われた。



各国実践者によるワークショップ



各国による基調講演・セッション



環境教育をテーマとしたパネルディスカッション

TEEN共同プロジェクト

- ・TEENの成果の一つとして、5年間の共同プロジェクトを実施。2020年から2024年にかけてのプロジェクトとして、2021年は日本リードで「3か国における環境教育・ESDの教員研修」の比較調査を実施。
- ・調査結果をもとに3か国の教員を対象としてサポートプログラムの開発を目指し、2022年度は、日本の教員を対象としたプログラム「環境教育・ESDティーチャーズトーク」を実施。



国連大学が実施するESD、SDGs推進支援に協力し、SDGs達成に向けた国際協力を推進

- 国連大学が実施するESD及びSDGsの推進に向けた国際的なネットワーク形成や共同研究、カリキュラムの開発等の支援に対して拠出金を通じて協力し、SDGs達成に向けた国際協力を推進している。

世界にESD拠点を認定・ネットワーク化し、ESDを普及

国連大学が、世界各地にESD推進のための地域拠点をRCEとして認定し、ネットワーク化することにより、世界にESDを普及

※RCE：Regional Centre of Expertise on ESD／持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点

- ・認定数：188拠点（うち日本は8拠点）（2023年4月現在）
- ・分野横断的な情報共有、対話、協働を促進するためのプラットフォームとして機能し、地域の課題解決に貢献
- ・国連大学は、「グローバルRCEセンター」として、世界のRCEネットワークのガバナンス強化、連携促進、調査・研究、情報発信等に取り組んでいる。



【写真】国連大学サステナビリティ高等研究所「ESD活動事例集 日本国内のRCE（国連大学認定ESD拠点）によるケースレポート」（2019.1）

各国のSDGsの統合的達成による政策形成を支援

国連大学のESDプログラムに「SDGsの統合的達成に向けた政策形成支援」を追加。RCEやProSPER.Net等の基盤も活用し、各国政府のSDGsを組み込んだプロジェクト評価に関する動向調査、グッドプラクティスの収集、普及啓発を通じて、各国のSDGs達成を支援

- ・開発途上国政府向けにも、（定量的評価や指針の活用方法を含む）SDGsに関するPDCAサイクルを内容としたガイドラインを策定。
- ・調査結果は、政策提言としてポリシーブリーフにまとめ、UNU-IASウェブサイトを通じて発信。



【写真】国連大学サステナビリティ高等研究所 ポリシーブリーフ - Institute for the Advanced Study of Sustainability (unu.edu)

アジア・太平洋地域の高等教育機関によるESDの共同研究等を推進

持続可能な開発に関する優れた開発の概念を取り入れているアジア・太平洋地域の高等教育機関のネットワークであるProSPER.Netによる共同研究や教材開発等を通じて、ESDを推進

※ProSPER.Net：Promotion of Sustainability in Postgraduate Education and Research Network／アジア太平洋環境大学院ネットワーク

- ・加盟数：55大学（うち日本は18大学）（2023年4月現在）
- ・SDGsの達成に向けた共同研究や教材・カリキュラム開発、能力開発プログラムの実施、政策提言などを行っている。
- 「気候変動により脅かされる小島嶼開発途上コミュニティの移住」について、教材・カリキュラムを作成（京都大学、法政大学、南太平洋大学（太平洋地域））



ツールキット

【写真】国連大学サステナビリティ高等研究所 [Climate-Change-Mobility-Toolkit.pdf \(unu.edu\)](https://climate-change-mobility-toolkit.pdf.unu.edu)

パリ協定実現に資する教育・能力開発カリキュラムの開発・実施

2023年に「パリ協定専攻」を設置し、パリ協定実現に資する能力を有する専門家人材を育成するための教育・能力開発カリキュラムを開発・実施。

※「パリ協定専攻」：2023年秋から修士課程、2024年秋から博士課程を開講予定。

- ・パリ協定実現に向けた各国の社会変革を進めていくため、分野間の複雑な関係を科学的に理解し、気候変動と他のSDGsの統合的達成を目指す包括的な政策立案能力や国内外の多様なステークホルダーとの調整を行う能力を有する専門家人材の育成を目指すコース。
- ・「参加型能力開発実習」プログラムの開発を進める。学生は世界各地の実習先で、気候変動・持続可能な開発への解決策の議論・提案実践等の実務を経験する。



【写真】国連大学サステナビリティ高等研究所「ESD活動事例集 日本国内のRCE（国連大学認定ESD拠点）によるケースレポート」（2019.1）